

全 員 協 議 会 記 録

平成30年12月4日(火)

杉 並 区 議 会

目 次

杉並区総合計画等の改定等について	5
質疑	
小川宗次郎議員	1 1
北明範議員	1 8
奥田雅子議員	2 1
上保まさたけ議員	2 5
藤本なおや議員	3 1
増田裕一議員	3 7
関口健太郎議員	4 1
松尾ゆり議員	4 7
田中ゆうたろう議員	5 2
堀部やすし議員	5 6
木村ようこ議員	6 1

全 員 協 議 会 記 録

日 時	平成30年12月4日(火) 午後1時00分～午後4時32分		
場 所	第3・4委員会室		
出席議員 (47名)	松浦 芳子 田中 ゆうたろう 松尾 ゆり 奥田 雅子 小林 ゆみ 上野 エリカ 山本 あけみ 山本 ひろこ 井原 太一 山田 耕平 そね 文子 佐々木 浩 安齊 あきら 北 明範 大和田 伸 浅井 くにお 金子 けんたろう くすやま 美紀 新城 せつこ 大槻 城一 島田 敏光 吉田 あい はなし 俊郎 富本 卓	副議長 中村 康弘 川原口 宏之 今井 ひろし 脇坂 たつや 富田 たく けしば 誠一 河津 利恵子 渡辺 富士雄 横山 えみ 議長 大熊 昌巳 井口 かづ子	木村 ようこ 堀部 やすし 関口 健太郎 市来 とも子 藤本 なおや 川野 たかあき 太田 哲二 大泉 やすまさ 小川 宗次郎 上保 まさたけ 岩田 いくま 増田 裕一 中村 康弘 川原口 宏之 今井 ひろし 脇坂 たつや 富田 たく けしば 誠一 河津 利恵子 渡辺 富士雄 横山 えみ 大熊 昌巳 井口 かづ子
欠席議員	(な し)		
出席説明員	区 長 田中 良 副 区 長 吉田 順之 施設再編・ 整備担当部長 事業調整 担当部長 行政管 理 担当 課 長 事業調整 担当 課 長 拠点整備 担当 課 長 都市整備部 副参事(鉄道 立体担当)	副 区 長 宇賀神 雅彦 政策経営部長 白垣 学 企画課長 伊藤 宗敏 施設再編・ 整備担当課長 福本 弘 財政課長 中辻 司	

出席説明員	営繕課長	相馬 吏	施設整備 担当課長心得	郡司 洋介
	総務部長	関谷 隆	総務課長 総務取扱 総務部参事	原田 洋一
	政策法務 担当課長心得	高倉 智史	人事課長 事務取扱 総務部参事	手島 広士
	経理課長	山田 隆史	広報課長	藤山 健次郎
	危機管理室長	寺嶋 実	地域安全 担当課長	山田 幸雄
	防災課長	佐藤 秀行	区民生活部長	森 雅之
	地域活性化 担当部長 オリンピック・ パラリンピック 連携推進担当 部長	安藤 利貞	区民生活部 管理課長 事務取扱区民 生活部参事	岡本 勝実
	地域課長 事務取扱区民 生活部参事	堀川 直美	地域施設 担当課長	梅澤 明弘
	文化・交流 課長 事務取扱区民 生活部参事	幸内 正治	地域活性化 推進担当課長	村野 貴弘
	スポーツ振興 課長	阿出川 潔	産業振興 センター所長	齋木 雅之
	産業振興 センター次長	朝比奈 愛郎	産業振興 センター事業 担当課長	高橋 俊康
	保健福祉部長	有坂 幹朗	特命担当部長 子ども家庭 担当部長	徳嵩 淳一
	高齢者 担当部長	田部井 伸子	健康担当部長 杉並保健所長	木村 博子
	保健福祉部 管理課長 事務取扱保健 福祉部参事	井上 純良	計画調整 担当課長 地域ささえあ い連携推進 担当課長	矢花 伸二
	障害者 施策課長	河合 義人	障害者生活 支援課長	諸角 純子
	高齢者 施策課長	清水 泰弘	高齢者施設 整備担当課長	森山 光雄

出席説明員

地域包括ケア推進担当課長	山崎佳子	子育て支援課長	福原善之
子ども家庭支援担当課長	笠真由美	保育課長 事務取扱保健福祉部参事	武井浩司
保育施設担当課長	森令子	保育施設支援担当課長	樋口拓哉
児童青少年課	土田昌志	子ども居場所づくり担当課長	倉島恭一
在宅医療・生活支援センター所長	山田恵理子	杉並福祉事務所生活自立支援担当課長 事務取扱保健福祉部参事	神保哲也
健康推進課長	日暮修通	地域保健・医療連携担当課長	布施晴香
保健予防課	飯嶋智広	都市整備部長	渡辺幸一
まちづくり担当部長	茶谷晋太郎	土木担当部長	吉野稔
都市整備部管理課長 事務取扱都市整備部参事	正田智枝子	都市企画担当課長 交通施設担当課長	山川浩
住宅課長	塚田千賀子	市街地整備課長	河原聡
耐震・不燃化担当課長	花岡雅博	土木管理課長 事務取扱都市整備部参事	友金幸浩
土木計画課長	三浦純悦	狭あい道路整備課長	緒方康男
みどり公園課長	土肥野幸利	環境部長	齊藤俊朗
環境課長	寺井茂樹	ごみ減量対策課長	内藤友行
杉並清所掃部長 事務取扱	土田麻紀子	教育委員会事務局次長	田中哲
教育企画担当部長 教育人事企画課長 事務取扱	白石高士	学校整備部部長	中村一郎

出席説明員	生涯学習担当部長 中央図書館長	鈴木 雄一	庶務課長 事務取扱教育委員会 参事	都 筑 公 嗣
	学務課長	高山 靖	特別支援教育課 長	阿 部 吉 成
	学校支援課長	高 沢 正 則	学校整備課長	渡 邊 秀 則
	生涯学習推進課長 事務取扱教育委員会 参事 中央図書館次長 事務取扱教育委員会 参事	本 橋 宏 己	済美教育センター 所長	平 崎 一 美
事務局職員	事務局 長	佐 野 宗 昭	事務局次長	植 田 敏 郎
	議事係 長	蓑 輪 悦 男	担当書記	三 井 真太郎

議長 これより全員協議会を開会いたします。

お諮りいたします。

傍聴人から撮影、録音、パソコン等電子機器使用の希望があった場合は、これを許可することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長 異議ないものと認めます。よって、申し出があった場合は許可することといたします。

本日の議題は、杉並区総合計画等の改定等についてであります。

このほど区長から、この件について全議員に説明したい旨の申し出がありましたので、本日、全員協議会を開会することとしたものです。

初めに、区長から挨拶があります。

区長 本日は、このたび改定及び策定をいたしました総合計画、実行計画、協働推進計画、行財政改革推進計画及び区立施設再編整備計画（第一期）・第二次実施プラン並びに杉並区まち・ひと・しごと創生総合戦略の説明のために全員協議会の開催をお願いいたしましたところ、御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

各計画の改定案につきましては、9月14日に開催した全員協議会で御説明をさせていただいたほか、9月3日から10月9日まで区民等意見提出手続を実施いたしました。また、区立施設再編整備計画につきましては、7地域で地域説明会を開催したところでございます。

区では、長期最適、全体最適の視点を踏まえつつ、区民等意見提出手続等でいただいた御意見のほか、地域説明会での意見や区議会の皆様からのさまざまな意見を勘案し、記載内容等の修正を行い、このほど各計画を決定いたしました。

今後は、平成31年度予算編成に計画事業の関連経費を反映させ、基本構想の実現に向け、各計画の推進に全力で取り組んでまいりたいと考えておりますので、区議会の皆様の御理解と御協力を引き続きよろしくお願いいたします。

以上、簡単ではございますが、冒頭の挨拶にかえさせていただきます。

議長 それでは、これより説明を聴取いたします。

企画課長 それでは、私のほうから、総合計画等の改定また策定につきまして、特に、案のほうは以前御説明をしてございますので、修正内容を、重立ったところを御説明させていただきたいと存じます。また、後ほど財政課長のほうからは、案の際には御説明をしておりませんでした財政計画について、御説明をさせていただきます。

それでは、私のほうから、修正内容等の御説明をいたしますので、資料は、かがみの1枚と、それから資料2になります。各計画案の修正一覧、こちらのほうを御用意いただきたいと存じます。よろしいでしょうか。

それではまず、計画のパブリックコメントの実施結果でございますが、先ほど区長からお話ございましたとおり、9月3日から10月9日まで、37日間のパブリックコメントを実施してございます。実際には、8月27日に総務財政委員会を行いまして、そこで御説明の後、8月28日から案の公表はしておりますので、実質的なパブリックコメント期間は、全体では43日間ということになります。

意見の実績でございますが、151件の御意見、延べ502項目の御意見を頂戴したところでございます。内訳につきましては、資料記載のとおりでございます。

配付している資料でございますが、これから御説明する資料とあわせまして、まず、意見の概要と区の考え方、これが資料1、資料2が修正の一覧、また、資料3以降が各計画の冊子になってございます。後ほど御説明します財政収支の見通しにつきましては、この中の資料の4-2、ぺらの1枚になりますので、よろしく願いいたします。

それでは、資料2のほうで修正の概略を御説明したいと存じます。

資料2ですが、まず、意見等による修正でございますが、全部で4項目、意見によらない修正が224項目の、合計228項目を修正してございます。

修正の内容につきましては、これより概略御説明申し上げます。

では、4ページをお開きください。4ページ、No.14、網かけになっているところですが、こちらは意見に基づく修正でございます。こちらは、総合計画の再生可能エネルギーに関する注釈の部分の記載でございますが、誤記がございまして、「太陽光」とところが二重に記載になっておりました。こちらのほう、「太陽熱」ということで、御指摘を踏まえて修正してございます。

次の段ですが、その下の段のNo.15、施策の11番でございますが、現状と課題の部分について修正をしてございます。先般の杉並区肺がん検診外部検証等委員会の答申を踏まえまして、検診の安定的な実施を図っていく必要があること、また、精度管理の強化、さらなる質の向上を図る必要があるというふうな記載を修正として加えてございます。

次に参ります。15ページをお開きください。15ページは行革の方針2でございます。15ページ下の段、No.57、方針2で「効率的な行政運営」に係るところですが、こちらにつきましては、AI、RPAなどの新たな技術の活用の可能性といったところで、内容の精査に伴いまして、議会での御意見等も踏まえまして、こちらのほう、記載を修正してございます。

次に参ります。20ページをお開きください。こちらは19ページからの続きになりますが、19ページにありますNo. 70、こちらは商店街の活性化促進に関する記載でございますが、20ページの上の段、下線部でございます。「商店街を取り巻く環境の変化に対応し」「商店街活性化策について、商店街と連携し検討します。」という記載を加えてございます。この間の消費税増税をめぐる国等での議論、そうしたところも踏まえまして、こうした記載を修正として加えてございます。

次に参ります。22ページをお開きください。22ページは実行計画の記載でございますが、先ほど申し上げました「がん対策の推進」にかかわる部分でございます。

上の段、No. 77、こちらにつきましても、外部検証等委員会の答申を踏まえまして、質の高い検診を安定的に行う体制を確保する、またあわせて、実施医療機関への受け入れ規模調査を踏まえた実施体制の必要な見直し、また、プロセス指標等を把握、分析することで精度管理を強化し、さらなる検診の質の向上を図るといった事業の概要についての修正を行ってございます。

下の段のNo. 78につきましては、それに伴いまして、事業量、30年度見込み、また31年から33年の取り組みにつきまして、精度管理の強化というところの記載を入れてございます。

次に参ります。27ページをお開きください。27ページ上の段、No. 92、網かけになってございます。こちらは意見による修正でございます。「在宅医療・生活支援の推進」のところでございますが、地域福祉コーディネーターを新たに配置するという一方で、そうした記載をきちんと入れるべきというふうな御意見をいただきまして、それに伴いまして、わかりやすい内容に修正するというところでございます。

次に参りまして、30ページをお開きください。30ページ下の段、網かけになってございますNo. 105、「特別支援教育の充実」、こちらにつきましても意見による修正でございます。「特別支援教育の充実」のところにつきましても、インクルーシブ教育に関する記述を、きちんと記載するべきであるという御指摘を踏まえまして、このようなわかりやすい修正ということで、こちらの記述を修正してございます。あわせて、インクルーシブ教育に関しましては、注釈を加えるということでの修正を加えてございます。

次に参ります。39ページをお開きください。39ページは、下の段ですが、No. 141、網かけのところですが、再編整備計画のほうの修正になります。こちらにつきましても、やはり意見等に基づく修正でございます。取組体制のところ、取り組みを進めるに当たって、区民にわかりやすく説明するとともに、意見、要望を丁寧に聞きながら進めるということで、取り組みの姿勢についてきちんと記載をするべきということで、こちらの

ほう、修正を加えてございます。

次に参ります。49ページをお開きください。49ページは、上の段から197、198、199とございますが、自転車駐車場の記載でございます。案の公表の段階では、西永福の自転車駐車場につきましては、用地の確保ができないということから、登録制自転車置き場がまだ残るということで、自転車駐車場について課題があるという記載をしてございましたけれども、先般、第3回定例会におきまして、用地の購入ということ御議決をいただきましたので、駐車場の整備のめどが立ったということ踏まえて、内容の記載を行ってございます。

私から最後になります。55ページをお開きください。55ページ、下から2つ目になります。No.227、こちらは総合戦略に関する記載でございます。人口推計のところになります。

人口推計につきましては、案の御説明の段階では、最新の数値が出ていなかったこともあって、平成28年の出生率1.03をベースに人口推計を行ってございました。こちらにつきましては、先般、最新の数値、29年の出生率、1.01という数字が出ましたので、こちらの数字をもとにして、また、転出率、転入率につきましても精査を行った上で、新たに人口推計を行っているところでございます。その人口推計をもとにして、表やグラフ、あるいは関連する表記の部分について修正を行っているところでございます。

なお、人口推計につきましては、これに伴って新たに行ってございますけれども、ピーク時の人口につきましても、おおむね1,000名程度の差ということで、内容につきましてはほぼ変化はないということですので、後ほど、総合戦略の人口推計のページ等を御確認いただければと存じます。

私からは以上になります。

財政課長 続きまして、財政計画について御説明をさせていただきます。資料4-2、A4の1枚物の資料をごらんください。

財政計画でございますけれども、実行計画の3カ年、こちらを財政上の裏づけを持った実効性のある計画とするために、平成31年度から33年度までの財政収支の見通しをあらわしたものでございます。

まず、全体像でございますけれども、計画期間におきます歳入歳出の規模をごらんいただきたいと思いますが、歳入欄、表でいいます2欄目でございます。こちらをごらんください。31年度が1,954億円、30年度予算と比べまして、およそ8%ほど増加しております。32年度が1,959億、33年度が1,944億というふうになってございます。ちなみに、今定例会に御提案しております補正予算（第3号）の財政規模が1,863億というこ

とになっておりますので、こちらと比較しても、5%程度増加をしているという状況でございます。

こちらの要因といたしましては、今般見直しを行います財政運営のルールにおきまして、施設整備基金へ40億積み立てるとしてしておりますので、その40億が含まれているということでございますが、それを差し引きましても、財政規模としては拡大傾向にあるというふうに捉えております。

続きまして、実行計画事業の規模でございます。表の一番下、「実行計画事業」という欄をごらんいただきたいと思いますと思いますが、31年度が213億、32年度が178億、33年度が185億、3カ年合計で576億円余という状況でございます。こちら、現計画よりも24億ほど下回っているというような状況でございます。

続きまして、財政見通しの特徴的な部分につきまして簡単に御説明をいたします。

歳入から御説明いたしますが、まず一般財源でございます。

特別区税でございますけれども、こちらにつきましては、特別区民税につきまして、景気の回復基調、また納税義務者の増、そういった影響から増加するというふうに見込んでおまして、特別区税全体としまして3カ年で2,004億円ということで、現計画よりも90億程度ふえるというふうに見込んでおります。

特別区財政交付金でございます。こちらにつきましては、消費税率の引き上げに合わせて、法人住民税の国税化の拡大が予定されております。それに伴う減収を考慮いたしまして、31年度は418億、32年度は430億、33年度は409億円と見込んでおります。

続きまして、基金繰入金（財調）というものでございますが、こちらは財政調整基金からの繰入金でございますけれども、31年度が35億、32年度が27億、33年度が17億、3カ年総額で79億円としております。例年、決算剰余金による積み増しを行っておりますので、今般見直しを行いました財政運営のルールに基づきます、財調基金、年度末350億円という残高については、達成できる、維持できるというふうに考えております。

次に、特定財源でございます。

基金繰入金（施設整備）、施設整備基金からの繰入金でございますけれども、こちらにつきましては、地域区民センターや保育施設、学校改築等の経費として、それぞれ記載の金額、3カ年総額で91億円の繰り入れを予定しております。

なお、財政運営のルールに基づく施設整備基金への40億の積み立ての財源につきましては、一般財源のその他歳入において、各年度40億を見込んでいるところでございます。

次に、特別区債でございます。実行計画の適債事業に、それぞれ各年度、記載の金額を起債する形で積算をいたしております。ちなみに、区債残高といたしましては、おお

よそ360億程度で推移するというふうに見込んでおります。

次に、歳出でございます。

計画外の事業につきましては、基本的に30年度当初予算をもとに試算をしたものでございますが、重立った項目を御説明いたします。

まず総務費でございますが、こちらには、システム再構築関連経費として、31年度に16億、32年度に10億、それぞれ見込んでおります。また、施設整備基金への繰り出しということで、40億、各年度見込んでおります。

保健福祉費でございますけれども、こちらにつきましては、保育定員確保に伴う保育関連経費、また各種手当、繰出金等の増を見込んでおります。

都市整備費でございますが、31年度につきましては、馬橋公園用地取得ということで36億見込んでおります。

教育費でございますが、32年度、富士見丘地域学校用地、一般会計再取得ということで42.8億を見込んでおります。

最後、職員費でございますけれども、行革計画に基づきます職員削減による人件費の減、また、計画期間内におきます定年退職者の増ということで退職手当の増、また、32年度から開始いたします会計年度任用職員制度による増というものをそれぞれ見込んで、記載の金額を計上するものでございます。

財政計画につきましては以上でございます。

議長 以上で議題の説明を終わります。

それでは、ただいまの説明に対して質疑のある方は挙手を願います。——それでは、挙手された方を確認いたします。小川宗次郎議員、北明範議員、奥田雅子議員、上保まさたけ議員、藤本なおや議員、増田裕一議員、関口健太郎議員、松尾ゆり議員、田中ゆうたろう議員、堀部やすし議員、木村ようこ議員。

質疑に入ります前に、次の点につきまして御協力をお願いいたします。

初めに、質問は、ただいまの説明の内容に限り、簡潔明瞭をお願いいたします。

理事者の答弁も簡潔明瞭をお願いいたします。また、答弁漏れのないようお願いいたします。

次に、他の議員の質疑と重複する質問は御遠慮願います。

また、質疑は一問一答形式ではなく、最初に質問を一括して行ってください。質疑時間は、答弁を入れてお一人往復15分程度とさせていただきます。質問は、答弁時間も考慮して発言をお願いいたします。

答弁を受けた後、再度質疑が必要な場合は、割り当て時間内であれば行っていただく

ということで進めていきたいと思いをします。

限られた時間で平等に質疑いただくためにも、円滑な進行に御協力くださいますようお願いいたします。

それでは、これより会派順に質疑を行います。

質疑は発言者席でお願いいたします。

それでは、小川宗次郎議員。

小川議員 杉並区議会自由民主党を代表して質問をいたします。この機会を設けていただいた正副議長を初め、理事者の皆様、職員の皆様、区民の皆様、関係者の皆様に感謝をいたします。

9月3日に示された杉並区総合計画改定案で、31年度から33年度の6計画についての全員協議会であり、大まかな質問は、9月の全員協議会で脇坂議員のほうから質問しましたので、今回は、きょう説明されたことを含め、そのときに示されなかった財政計画について、パブコメによって修正されたことについて、質問をしていきたいと思いをします。

一般質問でもあったことと存じますけれども、31年度から33年度の財政収支の見通しについて、歳入から歳出全体でいいますと、ほぼ横ばいで推移しているという説明があり、記載もされております。

平成31年度税制改正で議論されている税源偏在是正措置などで、ふるさと納税で321億円、地方法人課税の国税化の税収額の見込みで628億円、10%消費税の見込み額として1,012億円で、地方消費税の清算基準の見直しで380億円となっており、2,000億円に迫る勢いとなっております。さらに、幼児教育無償化の地方負担なども計画をされているところであります。そういう税制改正の影響について、さきの脇坂議員からの質問で、区は、健全で持続可能な財政運営に努めていくということも一貫しておるところであると思いをします。

ここで改めて、税制改正について、9月14日以降、都の動向、国の動向について新たにわかってきたことがありましたら、お聞きすると、そのことで計画に影響が出るとしたならば、お示しをいただきたいと思いをします。

資料4-2に示された財政計画の施設整備基金の推移もお聞きしておきます。

財政調整基金と特別区債の計画も、改めてお聞きをしておきたいと思いをします。

実行計画事業に当たるジャンプの期間、特別会計を含めて625億4,000万円余、30年度の予想並びに29年度までの決算額をあわせて、10年間の実行計画に当てた金額及び見込み額をお聞かせいただきたいと思いをします。また、29年度の実行計画決算と計画段階での金額の違いもお聞きをしておきます。

各計画改定案のパブコメによって修正した項目は、前回のステップのときと比較しまして、数、そして、どのような修正項目に違いがあったのか、何点かお示しをいただき、お答えをいただきたいと思います。

総合計画、施策26でございますが、「成長・発達に応じたきめ細かな教育の推進」施策で、不登校児童生徒のうち専門機関等による支援を受けている割合の29年度の確定値が4%上がっているということではありますが、この上がった要因をお聞かせください。

行財政改革推進計画でございますが、これも改めて、「財政健全化と持続可能な財政運営の実現」について、オリンピック・パラリンピック競技大会後の需要の反動のリスクでは、現在、区への影響としてはどのようなリスクが見込まれているのか、お聞きをしておきます。

社会保障関連経費の支出について、超高齢社会になることは目に見えておりますが、少子社会は施策により食いとめることができるものと考えております。ここ8年で、安心して子育てできる都市を目指して保育園を急ピッチで整備したこと、子育て応援券の産前産後の利用できる施策等、国の施策にもよりますが、区として、少子社会の対策としてどのようなことが重要と捉えているのか、お聞きをしておきます。

実行計画であります、「地域の特性を活かし将来を見据えた産業の振興」、「地域特性を活かした商店街活性化促進」の重点項目として、先ほど説明がございましたように、「新たな商店街活性化策の検討」が入りました。商店街は地域の核であり、商店街活性化なくしては地域の発展なしと言っても過言ではありません。都の施策とは別に、区独自の活性化策と考えていいのか、お聞きをしておきます。

「地域福祉の充実」、「在宅医療・生活支援の推進」では、新たに地域福祉コーディネーターを配置する修正をしました。民生児童委員の役割と地域福祉コーディネーターの役割のすみ分けはどのようなお考えか、お聞きします。

次世代育成基金の活用で、基金を活用した体験6事業の参加者が多くなっております。民間からの基金活用事業の提案について実施する計画ですが、今後どのような提案をされるのか、お聞きをいたします。

「学校教育環境の整備・充実」について、関連いたしますので質問しますが、来年度、10連休、振りかえ休日等、学校の休みが多くなることが確実にとなっております。授業のこまがふえているということではあります、今までの時間割りではこなし切れないとの声を聞きます。さらに、働き方改革の影響もあり、区教委として事態をどう受けとめているのか、お聞きをしておきます。

「地域と共にある学校づくり」、新しい学校づくり計画についてですが、学校は、本

来の目的である教育以外にも、地域のコミュニティーの核としての役割を担っています。計画を検討することに当たっては、全ての地域の声を聞いておくべきであると思いますが、関係する団体、個人にアンケート等を利用してはいかがか、お聞きをします。

地域教育推進協議会の支援だけでなく、地域教育連絡協議会を並行して同じように支援していくことが必要であると思いますが、区教委は何を地教推に求め、なぜ地教連との差をつけているのか、記載がありましたので、お聞きをしておきます。

「地域住民活動の支援」について、商店街では新たな活性化対策が検討に入りましたが、町会・自治会については、掲示板設置助成の拡充、加入促進の取り組み、町連のホームページ開設準備など、支援はしているところではありますが、同じように、新たな活性化策をすることはなく、今ある施策の拡充で十分であると考えているのか、お聞きをいたします。

西荻、阿佐谷、高円寺区民センターの大規模修繕、移転を控え、その間のやりくりが大変になることが予想されます。活動系の仮移転、代替施設など、決まっていることがありましたら、お聞きをしておきたいと思います。

先ほど説明がありましたAR等の新たな技術の可能性を検討していくことでありますが、効率化は当然必要ではあると思いますが、行き過ぎたことはどうなのか、少し疑問であります。検討するに当たっては、行政の特性に合った検討をしていただきたいと思いますが、将来どのような想定をされているのか、お聞きをしておきたいと思います。

区の施設を利用しているふれあいの家を、今後、事業者と協議、検討していくと記載されておりますが、区の施設を利用している事業者とそうでない事業者の違いをお聞かせ願ひ、そしてまた、区施設利用以外の事業者との公平性の観点から移転していくものと捉えていいのかどうか、お聞きをしておきます。

地域防災力の向上で震災救援所訓練について記載がありましたので、決算特別委員会でもお話をさせていただきました。小中の震災救援所を一体として運営すること、ジャンプの期間であり、震災救援所の再編など、訓練内容を含めて地域が主体的に運営できるよう投げかけてみてはいかがか、改めてお聞きをしておきます。

最後であります、民間事業化提案を含め、協働提案制度のこれまでの取り組み、成果、今後の課題についてお聞きをして、質問を終わりたいと思います。

財政課長 財政に関連する質問として5点ございましたので、私のほうから、まずお答えをさせていただきます。

まず、税制改正についての御質問がございました。9月以降、新たにわかってきたことは特段ないわけでございますけれども、現計画におきましては、特別区長会事務局の

試算をもとに、一定程度その影響額というものは見込んだ上での財政計画というふうになっております。

ただ、今後、税源偏在是正措置の拡大というものが予想されますので、もう今月ですか、政府の税制改正大綱をしっかりと見きわめた上で、31年度の予算編成の中で精査していきたい、対応していきたいというふうを考えております。

続きまして、施設整備基金の推移という御質問がございました。こちらは、財政運営のルールに基づきまして、各年度40億積み立てるということになっておりますので、現時点の基金残高、73億ほどですけれども、こちらを基準に試算いたしますと、31年度の残高見込みは77億円、32年度は89億円、33年度は102億円というふうに推移するという状況でございます。

3番目でございますが、財政調整基金と特別区債の計画、状況についてという御質問ですが、財政調整基金につきましては、年度末の残高350億円の維持ということを新たなルールとしておりますが、具体的な積み上げ額をお示しするのはなかなか難しいところでございますが、仮に、過去5年間の基金への積立額の平均、77億円でございますけれども、このうち、施設整備基金へ40億積み立てたとしたその差額分37億円を全て財調基金に積み立てたと仮定をいたしますと、31年度の残高見込みが389億、32年度が399億、33年度が419億という状況になります。

特別区債の残高でございますけれども、31年度は365億、32年度は366億、33年度は361億というふうに見込んでおります。

続きまして、計画事業の計画額と決算額の比較という御質問がございました。24年からの計画事業でございますけれども、29年度までの6カ年で、計画額といたしましては1,023億という状況になっております。それに対する決算額がおよそ1,031億という状況になっておりまして、金額上はおよそ8億円の差ということでございまして、この時点まではそれほど差はないというふうになっております。

今後3カ年という状況はございますけれども、これまでの状況も踏まえまして、財政計画上、大きな金額的な差異はなかった、これからはないのかなというふうに見込んでいるところでございます。

最後でございますが、オリンピック・パラリンピック後の反動リスク、区への影響をどのように捉えているのかという御質問がございました。オリンピック後の需要反動につきましては、これは日本経済全体への影響ということだと思いますが、建設業界を中心とした企業収益の落ち込み、また個人消費も落ち込む、そういった影響により、区税収入ですとか財調、こういった歳入に一定程度下振れのリスクがあるというふうには考

えております。

企画課長 私からは、パブコメの修正項目に関する御質問でした。

まず、今回の修正は、先ほど御説明したとおり4項目ございます。前回、28年の改定時には15項目の修正を行っております。表現の修正が多く、前回の修正では、14項目、表現の修正を行ってございまして、今回は3項目ということになります。字句修正については、同じく1項目ずつという状態でございます。

いずれも表現の修正ということで、よりわかりやすい表記に変えるということで、傾向に変更はございませんけれども、スケジュールの修正ですとか、そうしたところについてが割と多かったのが前回の計画改定かなというふうに思います。

特別支援教育課長 私からは、施策26の指標が29年度確定値で4%上がっている要因に関してお尋ねがございましたので、お答えします。

この指標の出典元の国の調査でございますけれども、さきの資料作成の段階では確定前の速報値でございまして、それを掲載しておりました。この間、数値の精査等がございまして、10月下旬、国の数値確定を受け、修正を行ったものでございます。

私からは以上でございます。

子育て支援課長 私からは、少子化対策についての御質問にお答えをいたします。

区ではこの間、保育の対策を子育て支援の一丁目一番地といたしまして精力的に取り組むほか、ゆりかご事業を核としました妊娠・出産期から子育て期までの切れ目のないサービスや、子ども・子育てプラザの計画的な整備など、総合的な子育て施策を推進してまいりました。

区の少子化対策といたしましては、今後とも、全ての子育て世代が安心して子供を産み育てられるような環境を整備していくということが大事だというふうに考えてございまして、それら一連の取り組みを着実に前進させてまいりたいというふうに考えてございます。

産業振興センター次長 私のほうからは、新たな商店街活性化策についての御質問につきましてお答え申し上げます。

私どもとしましては、商店街の活性化というのは大きな課題というふうに考えてございまして、これまでもチャレンジ商店街サポート事業というような形でサポートを行ってきているところでございますけれども、今後どのような活性化策が必要になってくるのかということ、改めまして、商店街の皆様と膝を交えてお話し合いをしたいという趣旨でございます。今後の協議の中では、区独自の活性化策なのかという御質問もございましたけれども、都や国のメニューも含めまして、総合的にいろいろ検討を進めてま

いりたいと思っっているところがございます。

なお、こちらの協議につきましては、既に商店街の皆様の方ともお話し合いを開始したところがございます。

地域ささえあい連携推進担当課長 私からは、地域福祉コーディネーターの御質問にお答えいたします。

地域福祉コーディネーターにつきましては、社会福祉士もしくは社会福祉主事等の専門職を新たに配置いたしまして、地域の活動の推進や個別課題の解決に向けた伴走支援を行います。

なお、役割のすみ分けにつきましては、地域福祉コーディネーターと民生委員につきましては、地域の課題解決に向けて、ともに協力していく関係というものでございます。

児童青少年課長 私からは、次世代育成基金の活用についての御質問にお答えいたします。

御指摘のとおり、基金を活用した交流体験事業の参加者数は、24年度の143人から、29年度は約2.2倍の311人と拡大してきております。そうした中で、27年度から開始いたしました民間提案事業は、杉並・テキサス交流プロジェクトなどの好評を得まして、継続的に実施しているものもふえてまいりました。

今後も、民間の知恵と力を生かしながら、子供たちがふだん体験できることのない交流体験事業の充実を図ってまいりたいと存じます。

済美教育センター所長 私からは、次年度、10連休等が実施されることにかかわる御質問にお答えします。

次年度、10連休等が実施されることによって、4日程度の休日がふえることとなります。学校におきましては、これまでも、台風ですとか大雪による臨時休業、またインフルエンザなどによる学級閉鎖で授業が実施できない日を見込んで授業時数を定めております。次年度の教育課程の編成に当たりましても、各学校が適切に行っていくものと考えてございます。

学校整備課長 私のほうからは、新しい学校づくり計画についてお答えをいたします。

今まで取り組んでまいりました杉並和泉学園、また仮称高円寺学園のような小中一貫校、さらには桃二小、今は富士見丘小中、行っておりますけれども、いずれの検討に当たりましても、学校関係者、保護者はもとより、地域の皆様から成る検討懇談会などを設置してさまざまな意見をいただいている、さらには、説明会なども開催して適宜意見をいただいているところがございます。

今後とも、検討に当たりましては、議員御指摘のアンケート等はなかなかどうかなというのがありますが、研究しながら、文書またはメールなど、今さまざまな手法、方法

がございますので、そういったものを取り入れながら、しっかりと地域の声というものを聞きながら、新しい学校づくり、改築計画に取り組んでまいりたいと思っております。

学校支援課長 私からは、地教推などの御質問にお答えをさせていただきます。

まず、地域教育連絡協議会の支援でございますが、会議体ごとに職員が会議に出向いて、必要な助言、アドバイス、さらには金銭的な支援などもしているところでございます。

次に、地域教育推進協議会につきましては、地域の教育に関する課題をコミュニティー全体のものとして捉えていただいて主体的に解決していくことを、区としては期待しております。

いずれにしても、地域の実情、特性等、こうしたものを考慮して、地教連を発展的に継承したものが地教推でございますので、事業の拡大、多様な主体の広がりなどが図られており、地域の教育力向上につながっているものと考えているところでございます。

地域課長 町会への活性化策というお尋ねでございましたけれども、区と杉町連で協力をしてホームページの立ち上げ、これは、御指摘もありましたけれども、実は新しい取り組みです。それから、町会の運営マニュアルをつくって町会の活動の透明性を確保する、そういったことで、若い方たちにどんどん加入していただけるような環境づくりということに取り組んでおりますので、今の施策だけで頑張っているというわけではございません。

地域施設担当課長 地域区民センターの改修期間中についてでございますが、既存の区立施設を活用することを考えてございまして、地域の皆様に御迷惑をかけないようにしっかり対応していきたい、このように考えてございます。

行政管理担当課長 私からは、A I、R P A等の活用検討についてお答えをいたします。

区の今後の検討におきましては、他の自治体の取り組み事例などを参考にはいたしますが、やみくもにA Iなどの技術を活用することではなくて、そもそも職員が判断すべき業務というものについては対象外として、どこまで新たな技術に任せていくかというようなことを適切に判断して、業務の効率化を図っていく、そういう考えでございます。

高齢者施策課長 区の施設を利用したふれあいの家ということですが、区の施設を利用している事業者につきましては、区の貸付料算定基準に準じまして、低い賃料で事業を実施しているというところがございますけれども、一方、ふれあいの家と同様のデイサービスを行っている事業者につきましては、一般の賃料という形で事業を実施して

いるという違いがございます。

御指摘のとおりですけれども、公平性と、あと行政需要などを踏まえまして、移転も含めて今後協議をしていくということでございます。

防災課長 私のほうからは、隣接する震災救援所の一体的な運営や再編についてのお尋ねにお答えいたします。

町会においては、複数の震災救援所にまたがり、運営の役員の確保が困難になっている場合もあるということはお聞きしております。そのため、直ちに再編ということにはまいりませんけれども、そうした町会には個別にお考えをお聞きしてまいりたいというふうに考えております。また、地域から主体的に合同訓練の実施をするなどの提案がある場合には、積極的に支援をしてまいりたいと考えております。

地域課長 協働提案制度についてのお尋ねにお答えします。

協働提案制度、それから民間事業化提案制度、いろいろ区は取り組んでまいりましたけれども、協働提案制度につきましては、7事業実施して、うち2事業を現在も続けております。

成果としては、協働事業として成立しなくても、区がNPOの活動を知るきっかけとなったという大きな成果がありました。

それから、今後の課題は、区とNPOとが率直に地域の課題を語り合えるような、そういう環境づくりであると考えております。

議長 以上で小川議員の質疑を終わります。

北明範議員。

北議員 杉並区議会公明党を代表いたしまして質問します。どうぞよろしく願いいたします。全部で9問、お願いしたいと思います。

まず、総合計画、実行計画につきまして、今回の改定計画全般について、今後のスケジュールを確認したいと思います。広報、ホームページでの公表、正式な冊子の作成、配布等、これはいつごろになるのか、質問したいと思います。

2番目。今回のパブリックコメントは、前回の計画改定と比較してどうだったのか。寄せられた意見の傾向などに違いがあるのか、特徴等をお示しいただきたいと思います。

次に、3問目です。財政計画についても示されました。そこで、来年10月に予定されている消費税率引き上げや、国による税源偏在是正措置、幼児教育の無償化等による計画期間内の区財政への影響などをどのように見込んだのか。

4つ目、次に基金について伺います。先ほど質疑でございました。基金の残高見込みについて示されましたけれども、計画期間において、今般見直しを行った財政運営のル

ールに沿って、財政調整基金及び施設整備基金についてはそれぞれ積み立てるとのことですが、積立基金の総額を標準財政規模の5割にするという財政のダム構築について見直しはどうか、お伺いしたいと思います。

次に、施設再編整備について伺います。5番目です。施設再編整備計画のうち、本庁舎東棟の改築について質問したいと思います。

本庁舎東棟は、今後少なくとも15年程度は使用するということですが、そのころには議会棟も西棟も築50年に近づくことから、本庁舎全体を改築する可能性も選択肢の1つとして検討していく旨の答弁が、前回の全員協議会においてあったかと思えます。これを受けて、その後、区としてどのような検討が行われているのか、お伺いをしたいと思います。

次、6番目、行財政改革推進計画について。行財政改革推進計画では、今回の修正により、A I、R P Aを活用した業務の効率化などの検討が明記されました。改めて取り組み内容を確認したいと思います。

7番目。A I、物のインターネット、自動運転などの技術は日々進展していく中、区は、A I、R P Aを導入した場合、効果をどのように捉えているのか、お伺いしたいと思います。

8番目。また、その効果を確実にするためには、A Iなどの活用により、快適で活力に満ちた質の高い地域社会の実現を図るため、どの分野にどう活用していくのか。区が目指す将来の姿を見える化して進めていくことが必要と考えますけれども、区の見解をお伺いしたいと思います。

最後です。協働推進計画についてお伺いします。協働提案制度の募集方法を見直すということですが、31年度はいつどのような募集に変わるのか。また、選考された地域団体等の活動はいつから開始することになるのか、確認をしたいと思います。

企画課長 それでは、私のほうから、計画のスケジュール、またパブコメについての御質問にお答えします。

まず、スケジュールでございますけれども、今回この全協が終わりまして、12月15日号の広報で公表をする予定でございます。また、あわせましてホームページでの公表も始めます。それから、冊子の件につきましては、2月を目途に正式な冊子ができ上がるということで、現在準備をしているところでございます。

パブコメに関してですけれども、今回の計画改定に関しましては151件の502項目、前回、28年度が265件の893項目というふうになってございます。対象となっている計画が若干違いますので、一概に比較はできないんですけども、総合計画、実行計画というレ

ベルで申し上げますと、前回の改定におきましては、施策レベルでいうと、特段意見のなかった施策が全部で14ございました。今回は、意見のなかった施策につきましては6ということで、比較的満遍なく御意見をいただくことができたのかなというふうに思っております。

財政課長 私から2点、財政計画に関する御質問にお答えをいたします。

まず、消費税率の引き上げ等による区財政への影響という御質問ございました。消費税率の引き上げにつきましては、地方消費税交付金、また軽減税率の導入、清算基準の見直し、そういった影響が見込まれるわけですが、平成32年度から約17億円の増収、33年度は22億円の増収というふうに見込んでおります。

続きまして、法人住民税の国税化という影響でございますが、こちら、32年度が8億円の増収、33年度が約16億円の減収というふうに見込んでおります。

幼児教育無償化の影響でございますが、こちらはまだ、制度設計、不透明な部分がございますけれども、影響が平年度化する32年度からは、17億円の負担増になるというふうに現状見込んでおります。

2つ目の御質問、財政のダムの構築についてでございますけれども、こちらにつきましては、積み立てられる額という不確定な要素がございますので、具体的な額をお示しすることは難しいわけですが、計画期間内、この3カ年につきましては、基金総額としては積み増すことができるというふうに見込んでおりますので、標準財政規模の2分の1、5割に達成すると断言はできませんが、かなり近い水準まで行くのではないかとこのように見込んでおられるところでございます。

施設再編・整備担当課長 私からは、本庁舎東棟の改築に関する御質問に対してお答えいたします。

前回の全員協議会での貴会派からの御意見を踏まえまして、この間、庁内の検討会におきまして協議を行ったところでございます。その中で、これからの15年をどうするか、そして15年後をどうするかといった視点で捉えた場合、やはり東棟だけを改築するというのではなく、中棟、西棟も含め本庁舎全体をどのように保全し、更新していくべきかの検討が必要であるとの意見が交わされたところでございます。

今後こうした視点を念頭に、他自治体の研究を初めといたしまして、課題の洗い出し、それから進め方等につきまして鋭意検討していく所存でございます。

行政管理担当課長 私からは、AIやRPAの活用に関して3点ほど御質問ございましたので、まとめてお答えをいたします。

まず、AIとかRPAなどの可能性を検討していくためには、私どもそのものが、導

入による成果を見きわめる経験ですとか知識というものを蓄積していくことが重要だというふうに考えてございます。

そのために、まず、取り組み内容と、その先に見据えている成果についてでございますけれども、今後、先進自治体等の情報収集を進めていくとともに、導入に当たって、まず全庁的な調査も行い、さらには開発業者との対話や実証実験など、こういったことを進めまして、現在持っている技術の水準を踏まえまして、利便性の向上ですとか、あるいは業務の効率化、そういった検討を進めていきたいと考えてございます。

それから3点目に、見える化ということでのお尋ねがございました。将来的には、ビッグデータをAIが解析して、例えば区の業務や区民サービスに役立てるとか、そういうことも技術の進展に伴いまして起こってくるだろうと。それが、行政でいえば、地域社会の活性化ですとか、地域課題の解決を図っていくということにも、可能性としてはつながっていくということも踏まえまして、今後の検討に当たりましては、御指摘のような点も取り組みの1つとして踏まえて、研究をしてまいりたいというふうに考えてございます。

地域課長 私からは、協働提案制度に関する御質問にお答えいたします。

進め方でございますけれども、募集方法、まず、1月21日に区役所で、事業者、NPO等、地域団体の皆様向けに説明会を開催いたします。その際、区の課題等も提示したいと思っております。それから、年度明けの4月から、協働プラザが中心になって、事前相談、担当課との調整を開始いたしまして、7月の末までに申請受け付けを締め切りまして、32年度の予算要求に間に合うよう審査等を行ってまいります。事業の開始は32年4月と考えています。

議長 以上で北議員の質疑を終わります。

奥田雅子議員の質問に入ります。

奥田議員 いのち・平和クラブとして、6項目について質問いたします。

まず、施策13の2、長寿応援ポイント事業の見直しに向けた実態調査を行ったと思いますが、そこから見えてきた課題はどういうものだったのか。今後の見直しについては、どのような検討がされているのか。

次に、2点目は、施策18、「地域福祉の充実」の「在宅医療・生活支援の推進」で、先ほど他の議員からもございましたけれども、地域福祉コーディネーターの新たな設置についてです。

その役割については、先ほどの御答弁でわかりましたけれども、これはどこに位置づけられるのか、また、コミュニティーソーシャルワーカーのようなものと理解してよい

のか、少し具体的に説明をいただきたいと思います。

3点目、区立保育園の民営化及び保育の質に関して3点お聞きいたします。

区民意見に対する区の考え方に、「今後も保護者のニーズを踏まえて、認可保育所を核とした施設整備のほか、障害児保育など多様な保育サービスの充実に取り組むためには、一定数の区立保育園を計画的に民営化するなど、民間事業者による効率的・効果的な施設の整備・運営を図る必要があります。」という表現がたびたび出てきますが、この「効率的・効果的」という言葉に違和感を覚えます。

これまでは、障害児対応園は区直営で対応するとの方向でありましたけれども、その記述からは、障害児など、多様な保育サービスに対応してきた区立保育園の実績を否定するような表現であると思います。その真意をお聞きいたします。

2つ目、民営化による保育の質の低下を危惧する保護者の意見に対しては、もう少し丁寧に記述すべきと考えますが、区の認識を改めて確認いたします。

また、3点目ですが、保育の質の確保として、杉並区が目指す方向を示す保育の質ガイドラインを策定中と認識しておりますが、その進捗状況、いつごろできるのかをお聞きいたします。

それから、4つ目の項目です。学童クラブの民営化においても、区民意見に対する区の考え方に、同様に「効率的・効果的」という表現が使われています。民営化によってどのようなメリットがあるのか伝わるような記述にすべきと考えますが、いかがでしょうか。学童クラブで効率とは何を指すのか、お聞きいたします。

5つ目の項目です。新たな放課後等居場所事業や、学童クラブが再編されることに対し、児童館がなくなり、児童館機能の継承がなされていないという意見があります。これまで児童館で行われてきたプログラムがそのまま同じように引き継がれることだけが、機能継承ではないと考えます。子ども・子育てプラザに転換された和泉プラザでは、乳幼児親子の利用が約4倍の大幅な利用増、学校内の放課後等居場所事業も約2倍の実績を確認してきました。

これらの取り組みを歓迎する声は、我が会派でも多く聞いております。ニーズの増加により、これまでの限られたスペースで行われてきた放課後の居場所や学童クラブ、ゆうキッズ等の機能拡充は確実に実現していると認識していますが、天沼のプラザや成田西のプラザ及び杉二小の放課後等居場所事業での取り組みの実績についても確認したいと思います。また、課題があるとすればどのようなことかも確認いたします。

最後に、入管法改正案が国会で審議されており、2019年4月から施行される見通しです。外国人が区内でますますふえていき、その対応が求められています。実行計画では、

2018年度末には「外国人対応ボランティアの育成」とあるものが、2019年度以降は「多文化共生社会の実現に向けた人材育成・啓発」になっています。これは、さらに広い視野で捉えていくということなのではないでしょうか、区の考えについてお聞きいたします。また、現在、具体的にどのような取り組みが行われているのか。今後さらに拡充すべきと思いますが、区の方向をお聞きし、終わります。

高齢者施策課長 長寿応援ポイントの見直しについてでございますけれども、実態調査につきましては、地域貢献活動について、それにかかわる方の実施をいたしました。

地域貢献活動は対象が60歳以上ということでありましたけれども、参加者につきましては、年代が70歳代の参加が50%、60歳代については17%と、人口の比率から比べても非常に低くなっておりまして、いわゆる対象年齢の設定が1つの課題かなというふうに考えてございます。

また、地域貢献活動ということで、男性の参加が多いかなというふうな推測もしていたところなんですけれども、男性の参加率については全体の22%という形で低く、ゆうゆう館の利用者とか、いきいきクラブの会員さんの男性の占める割合と余り変わらないということで、男性の参加者を向上していくということがもう一つ課題かなというふうなことがわかったところでございます。

今後は、こういった調査の結果と、あと、新規の団体がなかなかふえてこないという実態もございまして、長寿応援ポイントのまず原点に戻りまして、閉じこもりの防止とか、特に今言いました男性の参加を高めるといったところに視点を持ちながら、多くの高齢者が楽しく健康で活動ができる、そういったところに喜びを感じられる事業にしていく見直しを進めていきたいと存じます。

地域ささえあい連携推進担当課長 私からは、地域福祉コーディネーターの御質問についてお答えいたします。

まず、どこに位置づけるかという御質問でございますが、こちらにつきましては、来年からモデル地区を1地区定めまして、こちらに配置していく予定でございます。

また、コミュニティーソーシャルワーカーと同様のものかという御質問につきましては、同様のものがございます。

保育課長 私からは、保育園の民営化及び保育の質に関する3点の御質問にお答えいたします。

まず、区民意見に対する区の考え方についてでございますけれども、区としましては、認可保育所を核とした整備に加えて、障害児保育の充実だとか病児保育の充実だとか、こういったことに力を入れていく。そのために、財政運営的な効率化も図って、一定の

民営化を進める必要があるということで記載しているものでございますけれども、今いただいた意見も踏まえまして、今後もあらゆる機会を用いて、よりわかりやすい説明を心がけてまいりたいと思います。

それから、保育の質の低下を危惧するというところでございますけれども、これにつきましても、民営化を進める場合に、現在、4カ月間の合同保育を含めまして、1年前から丁寧な引き継ぎを進めておりますし、それから民営化後につきましても、巡回指導を強化することなどによって区がしっかり関与することで継続的に支援を進めております。こういったことで適切かつ丁寧な引き継ぎを行っていることにつきまして、保護者の方に説明会などの場を通じて、このことについても十分留意して、より丁寧に説明をしてまいりたいというふうに考えております。

それから、保育の質ガイドラインでございまして、こちらは11月から検討を始めておりまして、現在2回、検討の場を設けておりますけれども、これは、区だけではなくて私立保育園の方々にも御参加いただいて、ともに検討し、来年の夏ごろを目途として進めているというところでございます。

私からは以上です。

児童青少年課長 私からは、学童クラブの民営化についての御質問にお答えいたします。

この間、学童クラブの運営につきましても、民間に委ねられることは民間でという区の方針のもと、計画的に民間委託を進めてまいりました。民間委託により、区の学童クラブの運営方針等に基づきまして、質の確保、向上を図るとともに、一定の財政効果が得られているところであります。今後の民間委託に当たっては、こうした実績等をしっかりと説明してまいりたいと存じます。

子どもの居場所づくり担当課長 私からは、子ども・子育てプラザ及び放課後等居場所事業のお尋ねについてお答えいたします。

区としましても、常に既存のプログラムをそのまま引き継ぐことが継承・発展ではないと考えてございます。この間、和泉学園や杉二小の放課後等居場所事業では、学校施設を有効に活用して、児童館の一般来館のときよりも多くの児童の登録を得て、さまざまな遊びの充実を図っておりますし、和泉や成田西の子ども・子育てプラザにおきましても、施設全体を活用してございます。また、大型遊具を設置するなどの工夫を凝らしながら、より充実した運営に努め、同じく、児童館時代よりも相当多くの乳幼児親子の方に利用していただいているところでございます。

今後とも、利用者の意見、要望を踏まえながら、両事業の充実を図っていく必要があると考えてございますので、そうした課題認識のもと、引き続き取り組んでまいりたい

と存じます。

文化・交流課長 私からは、実行計画の多文化共生社会の実現に関する2点の御質問にお答えをいたします。

初めに、「多文化共生社会の実現に向けた人材育成・啓発」とした区の考えでございますが、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催をにらみまして、これまでの「外国人対応ボランティアの育成」という範囲をより幅広く捉えまして、国籍や民族などの異なる人々が互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築きながら、地域社会の構成員としてともに生きていくことを目指し、「多文化共生社会の実現に向けた人材育成・啓発」といたしたものでございます。

続きまして、具体的な取り組みでございますが、1つは、多文化共生社会の実現に向けた相互理解の向上を図ることを目的といたしまして、海外の国々の文化紹介をする海外文化セミナーや、在住外国人に日本の文化を紹介する海外文化セミナーや、在住外国人に日本の文化を体験してもらう国際理解講座などに取り組んでおります。

また、そのほかの事業としまして、在住外国人の支援を目的とした事業といたしまして、新たに区民になった外国人などに日本の生活習慣や防災知識などを知ってもらい、交流をいたしますウエルカムパーティー、簡単な日本語で外国人とコミュニケーションをとる方法を学ぶ外国人コミュニケーション講座、そういったさまざまな事業に取り組んでいるところでございます。

今後、多文化共生社会の実現に向けまして取り組みの拡充を図ってまいります。

議長 これで奥田議員の質問を終わります。

続いて、上保まさたけ議員。

上保議員 まず、パブコメが395項目もあって、その声が一切計画に反映されず、見直しのほとんどが文言等の修正だけというのは余りにひど過ぎます。私たちの数えた中では、パブコメで、資料1、ページ数でいうと52ページから83ページの区立施設再編整備計画（第一期）・第二次実施プランについて寄せられた意見は134項目ありますけれども、そのうち、重複数を加味せず、単純に区がまとめた項目数だけ集計しても、明確に反対、否定的な意見は90項目で全体の67.2%、逆に、賛成と明確に答えたのが8項目しかなく、全体の6.0%でした。

まず伺いますけれども、区立施設再編整備計画第二次実施プランが区民から受け入れられていないことが顕著に示されていますけれども、なぜこうした声を受けとめないのか。

また、こうした区民の声がパブコメとして区に寄せられても、区は、計画案に都合の

悪い意見については聞き流しているだけという姿勢は大変問題です。今回のパブコメで、多数の区民がその点を指摘しています。

資料1の2ページ、No.7、「パブリックコメントを尊重し、検討してほしい。区民が知らない間に、強行することが最近多い」という意見や、同ページ、No.8、「区が定める最高規範『杉並区住民の自治基本条例』があるのに、主権者である住民の声を尊重する姿勢がない。」という厳しい指摘、また、61ページ、No.254、「もっとていねいに、何度も説明会を行い、区民の声を聞き、反映してほしい。プランは一度立ち止まってほしい。」との声も上がっています。どれもパブコメに対する区の姿勢が批判を受けていることを区は認識しているのか、伺います。

また、このような声に区は「必要に応じて反映をしているところ」と答えていますが、計画修正を求める区民の声は必要のない声と判断しているのか、見解を伺います。

次に、使用料についてです。区立施設使用料について3点伺います。

パブリックコメントには、「使用料の改定は時間的にも料金上でも利用するのに厳しい。区民が低額で集いを楽しめるように、もっと使いやすくしてほしい。」とか、「私の趣味のクラブは、近いうちに廃止になってしまうかもしれない。」など、この間の値上げに対する批判の声がかなり多数見受けられました。

1点目。区は、「今後も受益者負担の適正化のため、定期的に使用料等の検証・見直しを行うことは必要」「見直しにあたっては、一律で利用者に負担を求めるものではなく、公共性や市場性、選択性や必需性といった施設の性格に応じた負担割合を設定することも視野に入れて検討」とし、来年度見直しを実施するとしていますが、これは、平成26年度の使用料の見直しが受益者負担のあり方として適正ではなかったために見直しをするという認識なのか、伺います。

2点目。公共性、市場性、選択性、必需性といった施設の性格に応じた負担割合とありますが、具体的にどういうことなのか。区立施設はどれも公共性が高いと思いますが、特に、市場性、選択性、必需性が高いとはどういうことなのか、示してください。

3点目。区の考え方の中で、「この間の使用料等の見直しによって新たに得られた財源は、施設設備の改善や運動機会の提供、高齢者が参加しやすい健康増進プログラムの充実などに活用しています。」としていますが、具体的にどう活用されたのか。それぞれについて、どのように拡充され、幾ら財源が充てられたのか、教えてください。

児童館の廃止方針についてです。

児童館の廃止に係る方針に対する意見についても、同趣旨や重複したものも加味して件数を出しましたが、パブコメでは、児童館廃止反対が72件、児童館、学童クラブ民営

化反対が23件、学童クラブ大規模化反対が3件ありました。

ある方は、子ども・子育てプラザ成田西について、歳児ごとにスペースが区切られていて兄弟がともに入れず、遊びづらいという声を寄せています。それに対して区の考え方は、1階のフロアに加えて2階の部屋を活用するなど、適切な運営を図るとありますが、答えになっていません。この適切な運営とは具体的にどのようなものなのか、教えてください。

また、ある方は、「子ども・子育てプラザ成田西に比べ、成田児童館の幼児室は小さな子を寝かせながら親同士が交流したり、兄や姉の子が元気に遊ぶことを見守ることができる環境となっている。」とのことでした。さらに別の方は、成田、大宮の両児童館がなくなると、徒歩圏内で行ける児童館が松ノ木だけになってしまい、赤ちゃんの首が据わるまでは自転車が使えないし、1つの施設ではなじめないこともあるため、施設の選択肢をふやしてほしいとのことでした。

これらの声に共通するのは、児童館を廃止し、子ども・子育てプラザにまとめることによって、今までの利用しやすい環境ではなくなってしまうことが端的に示されていますが、その点について認識を確認します。

また、東原学童クラブと放課後等居場所事業を合わせると200人以上の子供たちが放課後の学校にいることになり、子供たちが多過ぎて指導員の適切な働きかけができないのではないか、心配であるとの声がありますけれども、この大規模化は児童館廃止に伴うものであり、区は、児童館にはさまざまな地域の子育てネットワーク拠点としての機能があることを認めつつ、近年のニーズを児童館施設のみで受けとめることは困難だと言っています。だったら、現在の児童館をそのまま存続させ、学校内学童や放課後等居場所事業と並行させればいいのか、見解を伺います。

区立保育園の民営化について伺います。

区立保育園の民営化について、パブコメでは民営化に反対する声が15件あり、その中では、「区立保育園は立地条件に恵まれ、園庭なども充実した敷地が多いので、障害児の受入れや地域の中核園となるよう改修を行い、保育の質の維持を確保する役割を持たせるべきである。」という声が寄せられています。

これに対する区の考え方では、障害児保育など、多様な保育サービスに取り組むために民営化するかのような回答をしていますが、障害児保育と区立保育園の民営化にどのような因果関係があるのか、教えてください。また、パブコメで寄せられているように、区立保育園存続、拡充させることが障害児保育を充実させることにつながると思いますが、その点について区の見解を確認します。

また、区立保育園に限らず、学童クラブ等の民間委託にも共通することですが、パブコメでは、民営化によって、そこで働く保育士等の労働環境の悪化、流出等を危惧する声が寄せられています。労働環境モニタリングを行うと区は言いますが、これらの問題を防止するには民間委託を進めないことだと指摘しますが、その点について区の見解を確認します。

民間活力導入の中身について伺います。

「民間活力の導入に向けた検討」のところで、民間事業者の資金の活用が挙げられていますが、例えば、今後、小学校跡地に民間資金を導入した区の関連施設整備というものはあり得るのか。その場合、資金投入した民間の意向が優先され、公共性や公益性が担保されない可能性が考えられますが、そういった場合にはどう公共性、公益性を担保するつもりなのか。

杉一小の移転整備に関連しまして、河北病院の土壌汚染の可能性について、そもそも汚染の可能性を認識しながら、それがどのようなものかもわからないまま移転計画を進めること自体、大問題です。普通は、土壌汚染の安全確認がとれた上で一定の検討に入るのが筋ですが、なぜそうならなかったのか、教えてください。

施設再編・整備担当課長 私からは、まず、二次プランの反対意見に対して、受けとめないのかという一連の御質問と、あと、民間活力の導入に関する御質問についてお答えをしたいと思います。

まず、二次プラン、反対の意見について受けとめないのかということでございますけれども、そもそも論にはなってしまうけれども、まず、この第二次実施プランというのは、施設再編整備計画第一期計画、これは26年3月策定されておりますけれども、この中に入っている一計画であるということでございます。その最初の一期計画を策定する際に当たりましては、区民の皆様は、区民アンケートですとか、あるいは区民意見交換会、そういったものを通して、9つの基本方針というのを当時掲げましたけれども、この一期計画の9つの基本方針、これがいずれも、どうですかという形で賛意を確認したところ、高い割合でいずれも肯定の意見があったということがございます。それを踏まえて、この第二次実施プランができているという点が1つ目でございます。

続きまして、2つ目としましては、この計画に関して反対意見が確かにあるということとは、こちらも受けとめているところでございます。しかしながら、今回、その中で、反映させた項目につきましては、取り組みを区民へわかりやすく伝えるとともに、区民意見や要望を丁寧に聞きながら進めていくというところを追加したというところがございます。

そのほかにも、さまざま確かに御意見はいただいています。いただいておりますけれども、そういった中で、今後取り組みを進めるに当たって、しっかり後押しのいただけるような御意見ですとか御要望といったものをたくさんこちらとしては頂戴しております。大体割合からすると4割程度、そういったものをいただいているというところで、こちらとしては、反対意見だけではなく、賛成意見、あるいはその計画を前提として進めるというような考え方のもとに、御意見をいただいたものと受けとめているところでございます。

そういったことを総合的に勘案しましたところ、こちらとしましては、今回、二次プランを策定するというところで進めた次第でございます。

続きまして、民間活力の導入の関係で、民間資金の活用ということにつきまして、小学校跡地を活用するか、そこで民間の資金を使うのかという質問でございますけれども、これにつきましては、実際、第二次実施プランにおきましても、「民間活力の導入を視野に、」という文言、例えば統合後の杉並第四小学校の跡地活用ですとか、そういったところで掲げているところがございます。今後検討を進めていく中で、その可能性が見出せる場合には、そういったことも出てくるというところがございます。

かといって、それで公共性が損なわれるかということにつきましては、当然、施設のコンセプトですとか、そういったものをしっかり固めた上で、それにかなった事業者を選定するというところでありますので、そういった御心配には至らないというところがございます。

財政課長 私からは、使用料に関連する御質問にお答えをいたします。

まず1つ目ですけれども、平成26年度の使用料の見直しについてということがございました。今般、計画で見直しをするということを受けまして、前回の見直しといたしますか、現状の使用料の考え方というものは間違いだったのではないか、それを改めるのかという御質問ございました。

これは以前にもお答えしておりますけれども、そういった考えではございません。これまでも受益者負担の適正化という観点から、使用料については、利用される方からいただいていた、そういう認識に変わりはありません。

2つ目、今般の改定に当たりまして、施設の性格に応じて負担割合を見ていく、そういった方針についての御質問がございました。

市場性というものにつきましては、読んで字のごとく、民間市場でも類似のサービスが提供されているような施設というふうに考えていただければと思います。

選択性、必需性でございますけれども、選択性につきましては、必ずそこを利用する

必要がないもの、利用される方、利用されない方がある、そういった選択性のある施設。一方で、必需性というのは、必ず多くの方が利用する、そういった施設というふうに捉えております。

最後、使用料改定による施設サービス向上の関連経費として、こういったところに生かされているのかという御質問がございましたけれども、こちらもこれまで御答弁しておりますが、集会施設ですとか体育施設、そういったところのエレベーターの改修、トイレ改修に活用しているところでございます。

子どもの居場所づくり担当課長 私のほうからは、意見として、No.314等の成田西児童館の再編等についてのお尋ねにお答えいたします。

これまでプラザのほうでは、安全面を考えて、乳児とか幼児、そういったものを分けて諸室は使っております。それで、2階のフロアにつきましては、今、例えば乳児の子と兄弟で、小学生と一緒に親子連れで来ている、そういった方につきましては2階の諸室を使える、そういうような取り組みをやって、そういった子たちに対しても、しっかりと受け入れることができるようにしてございます。

ほかに、成田西児童館の再編によって乳幼児親子の居場所が減るというようなお尋ねかと思っておりますけれども、区の考え方のほうにも示してございますが、居場所につきましては、子ども・子育てプラザ成田西や、仮称永福三丁目複合施設内で実施する乳幼児室、そういったところがございます。また、近隣の成田西子供園移転後の跡地へ整備する地域コミュニティ施設、そういったところも活用できますので、決して減るというものではございません。

児童青少年課長 私は、児童館の3つの質問のうち最後の点、大規模化する、200人を超える児童が、小学校の中で学童クラブと放課後居場所になるのかということで、資料1の項番303に関連してのお尋ねだと思いますけれども、こちらについてお答えしたいと思います。

まず、これまでも何度も申し上げているんですが、これまでの児童館の中ではなかなか対応できないこれまでの需要、乳幼児親子の利用がふえてきている、学童クラブもふえてきている、小学生の居場所のほうも大変利用があるという中で、新しいフィールドとして、小学校の中で運営をしていくということをしているものでございます。

それで、200人以上いることだというお話がありました。これまで我々は、学童クラブの160を超える実績等も踏まえて、小学校の中でも、きちっとした安全管理をしながら運営を行ってまいりたいというふうに考えております。

保育課長 私からは、区立保育園の民営化に関する御質問にお答えしたいと思います。

先ほどの議員の御質問に対する答弁とちょっと重複する部分もございますけれども、この間区では、待機児童解消に向けて、いわゆる認可保育所を核とした施設整備を進めるとともに、障害児保育であるとか病児保育であるとか、そういった多様な保育サービスの充実に努めてきております。こういったことを継続的、安定的に進めていくためには、やはり一定の財政の効率化が必要ということで、一定の民営化もあわせて進めているというものでございます。

その中で、障害児保育の充実ということについて、これは単純に区立園だけがやっていくというものではなくて、私立園にも御協力いただいておりますけれども、とりわけ区としては、より重度の障害児であるとか、医療的ケアが必要な障害児であるとか、こういったところに今後さらに力を入れていく必要がある、そういった充実を図る必要があるということ、あるいは、区立保育園の役割として、中核園という指定を行い、地域の保育の質を高めていく、そういった役割は、まさに区の役割としてこれからさらに充実させていく、そういったことを進めていくためにも一定の民営化が必要ということで、お答えしているものでございます。

行政管理担当課長 私からは、民間委託に伴う労働環境モニタリングについて御質問がありましたので、そのことについてお答え申し上げます。

区の業務等につきまして、民間委託するに当たりましては、区が定めた仕様等に基づきまして確実に履行確認をすること、また、そのサービスを区民等が適切に受けられるように、サービスの向上についてもきちんと確認をする、こういったモニタリングを進める中の一環として、公契約の中では、従事する職員の労働環境についてもモニタリングをしているところです。

こういった取り組みというのは、今後委託を進めていく中では大変重要な仕組みでございますので、今後も引き続き継続して取り組んでまいるところです。

事業調整担当課長（安藤） 私からは、河北病院跡地の土壌汚染対策につきましてでございますけれども、昨年6月に、区、地権者、病院運営法人の3者で結びました協定に基づきまして、病院運営法人のほうで、土壌汚染対策法等の法令に基づきまして調査、対策を実施するものとしてございますので、今後も確実な実施について確認してまいります。

議長 上保議員の質問を終わります。

続いて、藤本なおや議員。

藤本議員 ちょっと質問に入る前に、全協の進め方なんですけど、一括質問で往復15分ということなんですけれども、時間の進行がよくわからないんですね。ですから、持ち時間

の表示ぐらいはせめてやっていただきたい、このように思いますので、これは要望としておきます。

それでは、質問に入ります。

まず、パブコメの結果についてであります。意見数が151件、項目数が502項目ということで、今定例会の一般質問でも、これまでのパブコメの実績について確認をさせていただきましたが、意見提出の実績だけを見れば、区民の関心の高さというものがうかがわれるんですが、一方では、寄せられた意見の反映で見た場合、先ほども答弁がありましたけれども、字句修正が1件、表現修正が3件、考え方修正がゼロという結果でありました。ちなみに、前回の結果については先ほども答弁ありましたが、さらにさかのぼっていくと、26年の総計のときのローリングでは、字句修正がゼロ、表現修正が2件、考え方修正ゼロということでありました。

今回も計画改定のためのパブコメであって、大幅な考え方の修正がなかったというのはいたし方ないんですけれども、今回は、基本構想から総合計画以下の行政計画が刷新されるということになりますので、素案の段階から複数回のパブコメを行っていただいて、区民意見を反映させるような丁寧な計画策定の過程を踏んでいただくよう、これは要望させていただきますので、よろしくをお願いします。

そこで、最初の質問としては、今回、8月28日から9月4日まで、計7回の地域説明会を行ってきましたけれども、この説明会で出された意見などは、改定に当たって、どのように取り入れられて反映をされたのか。具体的に反映された項目や内容があれば、お示しをいただきたい、このように思います。

次に、施策指標に対する達成度についてであります。

今回の改定は基本構想（10年ビジョン）の総仕上げということから、非常に重要だと認識をしております。そこで、我が会派はこれまで、総合計画の施策指標の目標達成状況について、代表質問や前回の全協でも確認をいたしました。いずれの答弁でも、8割の項目が現計画における33年度の目標数値の7割以上の達成率となっている。29年度の施策目標の達成度では、84の施策目標のうち、8割以上達成しているものが約85%という微妙な言い回しに終始をしていたわけなので、改めて決算の場で指摘をしたところ、全指標の84項目のうち、28年度は目標達成状況が33項目であったのに対して、29年度は9減って24項目であり、実は大きく後退をしていること、実際は達成した指標の割合が30%にも満たない状況であって、これは総合計画の初年度である平成24年度以来の低いレベルであったということが、この間の決算でも確認をされました。

このことはすなわち、総合計画の残り3年は大変な苦労を要するということを意味し

ておりまして、現状、多くの施策指標の目標達成は大変厳しい状況下にあると言わざるを得ない状況であります。このおくれをこれからの3年間でどのように巻き返していくつもりなのか。今回のローリングでも読み取ることができなかったのも、明快な答弁を求めます。

また、このおくれを取り戻して目標を達成させるために、財政計画ではどのように財源を手当てしているのか、伺います。

さらに、先ほどの質疑の中でも、これまでの計画額と決算額に大きな差がないというような答弁でありましたが、それならばどうして、施策指標の達成度や進捗状況に大きな差が生じてしまっているのか。計画の進行管理と財政との関係について明確な答弁を求めます。

次に、財政計画についてであります。

実行計画等の裏づけとなる財政計画が示されました。昨日も報道されましたが、これから来年度の消費増税に伴う税制改正が固まって、都区財調にも大きな影響が出るということが確実視されておりますが、このような税制改正の影響をしっかりと見定めて、これからの財政計画を含めて区民に製本版として正式に公表する際には、財政計画の額を修正したものを改めて示す考えがあるのかどうか、伺います。

また、製本して区民に財政計画を公表する際には、税制改正等の影響についての注釈なり、また説明なりの補記など、しっかりとこれを説明するように求めますが、あわせて見解を伺います。

そもそも、財政計画がこのタイミングで示されるのは、これまでも計画案が固まった決定段階で示されておりましたが、この理由について、過去の答弁では、なるべく直近の経済情勢や来年度の予算編成を見きわめて、確かなものとするためという考え方に基づいてであったわけでありまして、こうした中、先月、当区における平成31年度の予算編成過程が公表されました。

この要求額によると、一般会計歳入では1,766億となっており、これに、財政計画による財調基金からの繰入金35億と、施設整備基金からの繰入金35億7,600万円と、区債の57億9,600万円を足した約129億円をプラスしたとしても1,895億にしかならず、財政計画の平成31年度の歳入と比較をしてみても、59億もの大幅なずれが生じておりますが、この理由について伺います。

予算編成状況の平成31年度要求額では、歳入では、基金からの繰入金や区債を見込んでいないとはいえ、1,766億円に対して、歳出の要求額は1,928億円と、その差が162億円もあり、財政計画どおりの繰り入れなどを見込んだとしても、現時点で34億から35億

の赤字収支となっていることから、歳出を大幅にカットするか、もしくは新たな財源を確保しなければならないわけですが、来年度予算編成に当たって、どのようにこの収支を合わせるつもりなのか、伺います。

次に、歳出についてであります。財政計画による平成31年度の歳出規模は1,954億9,800万円に対して、予算編成状況の歳出要求額は1,928億6,500万円と、26億3,300万円もの開きがあります。これでは、財政計画の歳出額のほうが現時点で要求額よりも大きく、来年度の予算編成において財政計画の歳出をベースとするならば、要求額を丸々のみ込んでもおつりが来るほどの積極財政となってしまいますが、この理由について伺います。この財政計画の歳出額はどのような算定で導き出しているのかも、確認をいたします。

歳出の科目ごとに見ていくと、教育費では、財政計画119億に対して要求額では205億と、86億円もの差がありますけれども、この説明を求めます。

また、体育館への空調設備の設置についても、東京都もこの間、設置費の一部を補助するという方針を打ち出しましたが、財政計画上では、この財源の見込みをどのように立てているのか。また、こうした東京都からの方針が出されたことによって、補助を最大限に生かすという意味においては、体育館の改修を待たずに、前倒しで既存の施設に設置することも考えられますが、財政計画の視点からも見解を伺っておきます。

前回の実計の改定時に示された財政計画と今回の新たな財政計画とを31年度ベースで比較してみると、財政規模では、前回は1,825億3,400万円であるのに対して、今回は1,954億9,800万円と、7%も大幅にふえております。特に実行計画事業費は、前回180億ながら今回は213億と、33億円もの大幅増になっておりますが、この原因について伺っておきます。

最後に、本庁舎改築について。これから庁舎全体で、改修ないし改築を見据えて検討していくという答弁でありましたが、一方で、この財源をどうしていくのか、財政面も同時に検討すべきであって、私どもの会派はたびたび、庁舎の整備基金というものを設置すべき、このように要望しておりますが、この見解を求めます。そして、この間の検討に際しては、財源、財政面でどのような議論が出ているのか確認をして、質問を終わります。

議長 先ほど藤本議員のほうからお話がありましたので、今の質問時間が8分ですので、答弁よろしく願いをいたします。

施設再編・整備担当課長 私からは、8月から9月にかけて開催いたしました区立施設再編整備計画第二次実施プランの地域説明会において出された意見が、計画にどのように

取り入れられたのかという御質問に対してお答えいたします。

説明会で出されたさまざまな御意見の中で、これはパブコメでも同様の意見がございましたが、今後計画を進めるに当たりまして、地域や利用者の意見を丁寧に聞いてほしいといった御意見が多くございました。計画案では、個別の取り組みにおいて同様の記載はございましたが、この御要望を受けまして、第二次実施プランの8ページの取組体制のところ、取り組みを区民へわかりやすく伝えるということとともに、区民意見、要望を丁寧に聞きながら進めていく旨、明記をしたところでございます。

また、児童館再編に関する御質問が説明会では大変多かったということを受けまして、児童館再編の必要性及び再編イメージをよりわかりやすくお伝えするために、資料編の73ページにあります「児童館再編による子どもの居場所の拡充」の記載について加筆を行うとともに、イメージ図を加えたところでございます。

このほかにも、今後取り組みを進める上で参考となる御意見、御要望を複数いただいておりますので、今後の取り組みに生かしてまいり所存でございます。

財政課長 私からは、財政計画に関連する一連の御質問にお答えをいたします。

まず1つ目ですけれども、製本版として公表する前に、31年度予算、しっかり固まった数字に修正するのか等の御質問ございましたけれども、発行時期との関連がございまして、31年度予算を具体的に反映した計画に見直すというのは困難でございますので、財政計画についてはこのままということになります。

税源偏在是正措置等の影響額を説明すべきじゃないかという御提案がございました。こちらにつきましては、額も小さくないというようなことで私どもも受けとめておりますので、何らかの形で計画の中に説明できればなというふうに考えております。

続きまして、予算編成過程の要求額を現在公表しているところでございますけれども、財政計画とのずれについての御質問がございました。予算編成状況における、まず歳入でございますけれども、現時点で、東京都の財政見通しというものが示されておられません。そういった関係で、利子割交付金等の各種交付金につきましては、30年度予算と同程度に置いていること、また、施設整備基金の40億につきましてはこちらに含まれていない、そういったところから金額には結構大きなずれがございまして。

3つ目でございますけれども、財政計画どおりの繰り入れを見込んでも三十四、五億の歳出カットが必要だというふうに御質問がございましたけれども、こちらにつきましては、例年そうですが、予算査定の中で、いかに歳入を確保し、歳出を削減していくかということで、これから査定作業に入っていくこととなります。

ただし、31年度につきましては、計画改定の初年度ということでございますので、当

然、計画事業につきましては、その予算はしっかりと確保していく。計画外の事業につきましては、その必要性等もしっかり見ながら、これから査定作業に入っていく、そういうことになろうかと存じます。

続きまして、31年度の歳出規模、予算編成状況の公開による要求額との差という御質問がございましたけれども、財政計画における歳出につきましては、基本的に、計画外事業につきましては、30年度予算のベースで組んでおります。そこに、大規模で一定程度計画化されているものについては盛り込んでいるということになりますので、具体的な積算を行っての予算要求というものとは、実際の数字が変わってくるということでございます。また、要求額につきましては、施設整備基金への積み上げというものは見込んでいないというところがございます。

5点目、教育費の関係で御質問がございました。財政計画における教育費につきましては、計画事業というものが表の一番下に別書きといたしますか、別計上しております。そういった関係で、予算編成の要求額との間に差異が生じております。したがって、計画事業の教育関連経費を教育費のところに加えていただきますと、当然、若干の差はございますけれども、大きな差ではなくなってくるという状況でございます。

体育館への空調整備の話がございました。東京都のほうで新たな補助制度が創設されるということを示されたわけですが、具体的なスキームがまだ示されていないというような状況がございます。杉並区といたしましては、既に和泉学園のエアコンの設計費については、前回補正予算でお願いして設計費を計上したわけがございますけれども、それ以外の学校につきましては、東京都の補助スキームの詳細が明らかになった時点で計画的に設置してまいりたい、そのように考えております。

最後、前回の計画事業との差異につきましては、現計画と改定後の計画の計画経費の差異でございますが、大きなところといたしましては、高円寺小中一貫校の工期の延伸によりまして後年度送りになっている。さらに、馬橋公園、柏の宮公園、こういった整備費の関係がございまして現計画との差が生じている、そういう状況でございます。

企画課長 私からは、残りの御質問にお答えをいたします。

まず、計画の改定に関してのお尋ねがございました。私どもも今回の計画の改定に当たりましては、総合計画10年間の3分の2を経過したということで、29年度末の実態として、33年度の目標数値に対して今どの程度の到達度かということを見きわめました。その上で、80%以上の達成率を占めているものが7割以上あるという実態も踏まえた上で、33年度の計画で定めた目標値に対して、残りの年間の中できちんと達成できるかどうか、それをきちんと検討した結果として、今回の計画の改定に当たったものでござい

ます。

その中で指標の見直しも当然行ってございますし、また、力を入れるべきものの中には、経費の増を図ったものが、133事業のうち62事業ございます。また、そのまま継続すればいいというものもあれば、その中で予算の査定を行い、実績の減を図ったものも当然ございます。また、計画の中で経費の減を図ったものの中には、施設の整備というものが、33年度の目標達成を見据えた上で、計画数値として、整備をする数はこの程度で大丈夫というものについては、経費の減をしかるべく図ったということも当然ございます。そうしたもののうちで計画の改定というものをしっかり行って、33年度の達成に向けた内容ということで、私ども検討を行ったものでございます。

当然ながら、それを実現するために、進捗管理はやっていかなければならないというふうに思っております。決算特別委員会のほうでもそうした御指摘を受け、進捗管理はしっかりやっていかなければならないという課題は、私ども御答弁申し上げたところですけれども、これから先の3年間、しっかりとした進捗管理がやはり重要であるというふうには考えているところでございます。

なお、庁舎の改築に関する費用のことがお尋ねの中でございましたけれども、こちらに関しましては、施設整備基金の中で今後積み立てていくものの中で、東棟の改築については算出をしているところでございます。今後の検討の中で、東棟だけに限らないというふうなことがもし仮に起きるのであれば、その部分については、必要な見直しは行われるものというふうに考えてございます。

議長 それでは、増田議員。

増田議員 区民フォーラムみらいを代表いたしまして、質疑を展開してまいりたいと思います。私のほうからは、この間の社会情勢の変化、そして前回の全協での質疑の漏れ、またパブリックコメントからの関連しての質疑ということで、以下、7点お尋ねをしてまいりたいと思っております。

まず1点目であります。先ほど他の議員からも同様のテーマで質疑がございました。この間の社会情勢の変化ということで、まち・ひと・しごと創生総合戦略にも若干関連はしてまいりますが、現在、国においては出入国管理法の改正が議論をされております。外国人労働者の受け入れに伴いまして、本区においても、これまでより外国人住民がふえるものと推定がされます。外国人住民がふえることによる諸課題について、庁内横断的な課題認識の共有が必要と考えますが、区の考えはいかがかということが1点目でございます。

2点目、実行計画からでございます。実行計画32ページ、「(仮称)荻外荘公園の整

備」というところの記載で、「大田黒公園や角川庭園など周辺施設との連携や回遊性に留意しつつ、」というような記載がございます。先日も大田黒公園のほうでイベントが開催をされており、多数の来街者というか、またお客さんが地域を歩いておりましたけれども、そうした中で、訪れた方の安全管理、歩行環境の安全管理ということ、また動線という部分で、閑静な住宅街でありますので、そういった部分への配慮というものについて区としてどのようにお考えかという点について伺います。

3点目、行財政改革推進計画から抜粋です。13ページで、「組織の改編と柔軟な人材活用」について、「行政需要の変化による組織横断的な課題や業務量の増加に対応できる体制となるよう組織の改編を行うとともに、限られた人材を最大限に活用する課内グループ制の導入を検討し、効率的な組織運営を行います。」というふうにしております。他自治体におきまして、この課内グループ制というものを導入している自治体についての事例をお示しいただきたい。また、現在わかっているメリット、デメリットというものを示しいただきたいということです。

4点目です。同じく14ページから、「弾力的な勤務体制の整備」として、「職員のワーク・ライフ・バランスを推進する観点から、仕事の進め方や事業の執行方法の見直しにより超過勤務の縮減を図り、仕事の生産性を向上させるとともに、時差出勤の拡大などにより、職員が能力を発揮しやすい勤務体制を整備します。」とありますけれども、具体的な見直し内容とはどのようなものなのか。また、時差出勤を導入した際のメリット、デメリットについてお示しをいただきたいと思います。

5点目、施設再編整備計画から質問です。先ほど他の議員からもテーマとして質疑がございました、区役所本庁舎東棟の建てかえについてでございます。

前回の全協でも質疑が展開されましたけれども、その際、庁舎の長寿命化により、今後15年は使用できるとの見通しが示されております。しかしながら一方で、15年が時間的な上限であるというふうにも認識をしております。建てかえの手法や経費、時期について、どのように意思決定を行い、区民の合意形成を図っていくのか、お尋ねをいたします。

6点目です。杉並区区立施設再編整備計画第二次実施プランの11ページにおきまして、区立子供園に関する記載がございます。この間、認可外保育園の認可化というところは一方で行われておりますけれども、区立子供園の認定こども園化ということは議論の俎上には上っておりません。そもそも、区立子供園と認定こども園の違いというものは何なのか。認定化するメリットはないのか、またデメリットはどのようなものがあるのか、確認のためお伺いをいたします。

最後でございます。区立施設再編整備計画に関連をいたしまして、区立施設と同様、民間施設も、経年劣化に伴う建てかえを行わなければならないというふうに認識しております。今後本区のまちづくりを進める上で、民間の大規模商業施設等の建てかえもまちづくりの一翼を担っていくと考えますが、区は、民間施設の建てかえと周辺のまちづくりについて、どのような認識のもと、今後どのような対策を図っていくのか。

以上、7点でございます。

企画課長 では、私のほうから、外国人の居住者がふえるというふうなお話に関してのこととございました。

国での法案の審議に関しましては、国の審議を見守りたいと思いますけれども、実際に今、杉並区内でも、外国人の居住者は年々増加をしているところでございます。これを踏まえて、窓口等も、今、多言語対応ということで、この間、さまざまな窓口業務をする中で対応を図っているところです。また、パンフレットですとか、さまざまな冊子、リーフレットの類いも、そうしたもので多言語対応をそれぞれ図っているところでございます。

これは、各部門がそれぞればらばらにやっているわけではなくて、それぞれの部門がやっているのを集約しながら、それぞれが情報共有しながら統一的な取り扱いができるようにということで、言語の対応についても、何か国語かというのは、できる限り同じような言語の数で対応するようなやり方をしているところでございます。

今後とも各所管が情報の共有を図りながら、外国人居住者がふえていくことについては、適時対応してまいりたいというふうに思います。

みどり公園課長 大田黒周辺、荻外荘周辺での回遊性に関する御質問にお答えいたします。

先日も大田黒公園におきましては、ライトアップで多くの来街者がいらっしゃいました。そういう中では、区としましては、わかりやすいルートのご案内とか、地図等を配布することで対応してきています。また、その施設に入ったときには地域の方々に、まちに出るといふことでもありますので、御配慮をお願いしますというふうな案内もしてございます。

今後、だんだん知名度が上がっていく中ではそういうことも想定されますので、またあわせて、イベント等ある中では、周辺の方々に御理解いただけるように事前周知をするなど、安全対策、あるいは来街者が来る中での地域への配慮等を働きかけていきたいというふうに考えてございます。

人事課長 私からは、まず、課内グループ制についての御質問にお答えをしたいと思いますけれども、現在、近隣の区では、豊島区、板橋区のほうでグループ制を導入している

実績がございます。

この目的というのは、縦割り組織の弊害などを見直しながら、課の所掌する事務を、係ではなくてグループに割り振っていく。その結果、臨機応変な対応ができるようになって、行政課題に適切に対応するという目的がございます。しかしながら、グループ制については、全ての課に適用できるかという点と、なかなかそれは難しい部分がございます。やはり管理職のマネジメントいかんによって、このグループ制が活かされるかどうかというのが鍵になってこようかなというふうに思っております。

それからもう一つが、職員の勤務時間の弾力的運用についてのお話ございました。これにつきましては、1つは時差出勤でございますけれども、実は現在も試行という形で導入をいたしておりますけれども、事務事業等に合わせて勤務時間を対応させるという形で、現時点においても11パターンで実施しているところがございます。

これによりまして、職員のワーク・ライフ・バランスの推進だとか健康の維持というような形で対応をしていくことが可能になってくるかなというふうに思っております。特に夜間の住民説明会等についても、時差出勤を導入することによって、今申し上げた職員の健康管理、あるいは超過勤務の縮減というものにもつながってまいろうかなと思います。

ただ、課題といたしましては、やはり区役所の場合は窓口職場が多いというところがございまして、時差出勤を希望する職員が重なった場合の対応、こういったところが、今後、公務運営上の支障がない範囲の中で対応していかなければいけない課題かなというふうに思っております。

保育施設支援担当課長 私からは、子供園の認定こども園化に関する御質問にお答えさせていただきます。

杉並区立子供園は区が独自に条例設置しているものでして、それぞれのクラスに保育士と幼稚園教諭がペアで組んで入って、短時間のお子さん、長時間のお子さん、それぞれを見ていくという形で、非常に特色のある教育・保育活動を行っているところでございます。こちらのほう、十分な成果を上げているところだと私ども認識しております。

それに対して認定こども園は、幼稚園型、保育園型、幾つか類型はありますけれども、現在の区立子供園がそのままの形で認定こども園に移れるというものではございませんので、現在のところ、子供園の認定こども園化ということは考えておりません。

施設再編・整備担当課長 私からは、先ほど議員の御質問にありました本庁舎の改築の関係で、どのような形で意思決定を図り、合意形成を図るかという御質問に対してお答えをいたします。

先ほど他の会派の議員の方にも御答弁いたしましたけれども、今後、本庁舎をどのように保全し、更新していくべきかの検討がまず優先課題というところがございます。他自治体の研究ですとか、あるいは課題の洗い出し、こういったものをまず優先的に進めていく上で、その中でおのずと、意思決定をどういうふうにしていくかというところの議論も深まるものと認識しております。

本庁舎の改築につきましては、さまざまな要因といたしますか、関係することもございますので、そういったあたりも慎重に見きわめながら、どういった形で意思形成していくかということについて検討していきたいと思っております。

市街地整備課長 私からは、最後の御質問になりますが、民間施設とまちづくりの関係についての御質問にお答えいたします。

区ではこれまでも、杉並区まちづくり条例の定める制度の運用、あるいは住環境指導要綱などもございますが、そうした制度の活用によりまして、まちづくりに資するような施設の誘導を図ってきたものと考えてございます。今後も、御指摘にありました大規模な施設などにつきましては、ハード、ソフト両部門が連携をしながら、情報共有などを図りながら、適切にそうした制度の運用を図ってまいりたいと考えてございます。

増田議員 1点だけ、荻外荘のお話というところで、歩行者の方の安全面というか、住宅街というか生活道路のほうはいいんですけれども、2車線のほうの環8に抜ける通りだとか、大変危ない局面が先日見られましたので、その点があるということを添えて、質問を終わりにさせていただきたいと思っております。

みどり公園課長 そういうふうな状況につきましては、後で個別にお知らせいただければと思います。

議長 増田議員の質問を終わります。

質疑の途中ですが、ここで3時15分まで休憩いたします。

(午後 2時59分 休憩)

(午後 3時16分 開議)

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

関口健太郎議員。

関口議員 立憲民主党杉並区議団の関口でございます。よろしくお願いたします。

まず初めに、先ほど最新の数値ということで御報告いただいた合計特殊出生率と、出生数に占める第2子以降の割合について伺ってきたいと思います。

今回の合計特殊出生率が1.03から1.01と、わずかですが低下をいたしました。まずは、このことについての区の見解を伺いたいと思っております。

また、出生数に占める第2子以降の割合が39.3%から42.2%へと、約3%ほど微増しております。1つの側面では、杉並区における多子世帯向けの支援が進んでいるという理解もできるかと思いますが、もう一方の側面では、当区における出生率というものが、多子世帯によって大分支えられているのではないかということも考えられております。そこについての区の見解も伺いたいと思います。

私、結婚して子供を産むということが、今非常にぜいたくなことになりつつあるのではないかと少し危惧をしております。もちろん、こうした現状は当区に限った話ではないと思っております。しかし、子供を産みたい方が産める環境をつくり出していくということが求められているのは、言うまでもございません。多子世帯もいいと思うんですけども、1人目の壁というのもあると思ひまして、そうした意味において、総合計画や実行計画などを通じて、区が今後、子供を産みたいけれどもなかなか決断のできない、そうした家庭に対しての支援をどう考えていくのか、伺いたいと思います。

2点目としては、インクルーシブ教育についてでございます。

このインクルーシブ教育、今回、パブリックコメントを受けて記載がなされたということでございますが、当初の実行計画の中においては、「インクルーシブ教育」という言葉がございませんでした。それがなぜなのかをまず伺いたいと思います。

そして、このインクルーシブ教育、私も推進されるべしとは思っております。しかし、「インクルーシブ教育」という言葉が余りにもひとり立ちをし過ぎていて、言葉の定義や中身が曖昧な、ふわっとしたような印象になっているというものも今現状ではあると考えております。そこで、区としてインクルーシブ教育をどのように捉えているか、こちらについても伺いたいと思います。

また、インクルーシブ教育に関しても、何段階かのステージがあると思っております。何をどこまでやるのかといったことが、インクルーシブ教育の中でも幅広い意味合いがあると思っております。そうした中において、生徒の意見はもちろんありますが、親御さんの意見、こうしたものも尊重されることが望ましいと考えております。そこに当たって、生徒や親御さんなどの意見、こうしたものが現場の中でどう取り入れられているのか、そこについて伺いたいと思います。また、あわせて、インクルーシブ教育の今後の取り組み、こうしたものについても伺いたいと思います。

続きまして、公共施設についてでございます。

公共施設の床面積や区有地面積というものが年を追うごとに大きくなってきております。区として実績を把握しているのでしょうか。あるいはそれに対しての区の見解を伺います。

維持費の削減なども考えて公共施設のマネジメントを推進していくためにも、公共施設の床面積や区有地面積の縮減目標といったものも掲げていくことが必要と考えますが、そちらについての区の見解を伺います。

公共施設の拡大は理解を得られやすいわけではありますが、縮減というものは、機能の削減につながるといったことで、区民の理解がなかなか得られないような状況もあるかと思えます。しかしながら、このまま肥大化していくようでは、財政運営上望ましくはないと考えております。長期的視野に立って取り組みを進めていく必要があると考えておりますが、そうした観点が区立施設再編整備計画や実行計画において盛り込まれているのか。あれば、具体的に確認をしたいと思っております。

そして、先ほども他の議員から多くの質問が出ておりますが、地域福祉コーディネーターの新設についてであります。

今回の実行計画において改めて新しく盛られたわけではありますが、設けるまでに当たって、区にどのような要望が寄せられてきたのか、そして、区はどのように課題を感じて議論がなされてきたのか、そちらについて伺いたいと思えます。

そして、先ほども取り組みについての質問もあったんですけれども、具体性がなかなか見えてこなかったもので、少し踏み込んだ形で取り組みについても伺えればと思えます。

そして、地域福祉コーディネーターを設けるに当たって、地域の福祉を担う、今までいらしたそうした関係者の皆さんとどのように連携を深めていくのか、それについても伺いたいと思えます。

最後ですけれども、区の住民情報系システムの再構築についてでございます。

現在の住民情報系システムの課題について、どのようにお考えになっているか。そして、住民情報系システムを再構築して新しくしていくに当たって、コスト削減を図る狙いもあると伺っておりますが、どれぐらいのコスト削減を狙っているのか、そこについても伺いたいと思えます。

そして最後に、当区の住民情報系システムの再構築というものは、23区の中でも非常におくれているということで伺っております。旧式のタイプを使っているのが新宿と杉並ということで伺っておりますが、なぜ今までこの再構築が進まなかったのかについて伺いまして、終わりといたします。

子育て支援課長 私からは、出生率の関係の御答弁をさせていただきます。

まず、合計特殊出生率、今回、1.03から1.01に下がったという部分について、詳細な分析はこれからになりますので、詳しいところは、またこれからさまざま検討する中で考えていきたいというふうに思っております。

ただ、実際、女性の年齢別の人口の推移を考えていきますと、出生数自体をこのままふやしていくというのは、なかなか難しい状況はあるのかなと思います。また、今回お示ししています人口ビジョンの中でも、実際には、30から34歳までの方は転入超過という状況もございます。こういったところをあわせて考えていくと、まずは、先ほども御答弁させていただきましたが、妊娠・出産期から子育て期までのサービス、総合的に取り組んでいく、こういったサービスを展開することによりまして、杉並区において、杉並区にお住まいのこの年齢層の方々が安心して子供を産もう、また子供を育てていこうという環境をつくっていくこと、これがまず何より大事だなというふうに思っています。

こういったところに取り組む中で、先ほどの多子世帯支援なども含めてしっかりと取り組む中で、区の子供の人口についてもしっかりと進めていければいいなというふうに考えてございます。

特別支援教育課長 私からは、インクルーシブ教育の関係の御質問についてお答えいたします。

初めに、「インクルーシブ教育」の言葉がなかったということでございますけれども、これはもともと、今、国が進めております共生社会に向けてはインクルーシブ教育システムの構築が必要である、そのためには、特別支援教育の推進が必要であるということが言われております。そういったことがよりわかりやすくなるようにということで、今の真ん中の「インクルーシブ教育システム」の言葉がなかったものですから、今回足したということでございます。

続きまして、インクルーシブ教育システムをどのように捉えているかという御質問でございますけれども、このインクルーシブ教育システムでございますけれども、障害のある者と障害のない者が可能な限りともに学ぶ仕組みということで、先ほども申し上げました国を挙げて取り組む共生社会に向けてインクルーシブ教育システムの理念が重要であり、そして、その構築のためには、今区としても進めている特別支援教育を着実に進めていく必要があるといったところで、大変重要なものであると認識してございます。

続いて、インクルーシブ教育をどこまでやるのかというところでございますけれども、これは、インクルーシブ教育の大変重要な理念である障害のある者と障害のない者が可能な限りともに学ぶ、そういったところをやはり求めていくということが必要だろうというふうに考えております。

それから、生徒、保護者の意見をどのように取り入れているのかという御質問がございましたけれども、これにつきましては、例えば、就学に当たっては、すばるⅠというものがございまして、これは、就学に当たって、就学前と就学後の切れ目のない支援の

実現を目指したファイルでございまして、お子さんの様子だとか発達の段階に応じた適切な教育環境について話し合うためのツールでございます。こういったことで現場に生かされているというふうに認識しております。

今後の展開でございますけれども、やはりインクルーシブ教育の大事なところは、共生社会に向けた取り組みということでございますので、例えば、特別支援学校のお子さんが地元の小学校に副籍を置いて取り組む交流であるとか、それ以外でも、特別支援学級のお子さんの、今の副籍も含めて、交流だとか共同学習だとか、そういった共生社会の取り組みを進めていくことが重要であろうというふうに思っております。

私からは以上です。

施設再編・整備担当課長 私からは、公共施設マネジメントに関する一連の御質問についてお答えをさせていただきたいと思っております。

まず、区有地と床面積の規模という御質問だったかと思っておりますけれども、区有地に関しましては、平成29年度の決算値ベースでございまして、約191万2,000平米でございます。また、建物の決算数値としましては、平成29年度でございまして、約84万2,000平米ということでございます。

続きまして、区立公共施設、肥大化をすべきではない、長期的視点に立ってやるべきだということで、具体的にお示しをというような御質問があったかと思っております。

区立施設につきましては、再編整備計画の第一期計画のときから、次々とこれから更新時期を迎える区立施設、約58%が築30年を超えているというふうな施設、これからどんどん更新時期を迎えていく、その一方で、財政負担というのは重くのしかかってくるということで、そのまま建てかえたとしても改築改修経費が3,452億円ということで、これをどうやって解決していくかという視点が求められるところでございます。一方で、それとあわせまして、区民ニーズへの対応というところも、今回、再編整備計画では掲げているところでございます。この両立をさせていくためにどうしたらいいのかということで、具体的に基本方針等を定めて、これまで5年来進めてきたところでございます。したがって、数値目標という形を明確に設けるということは、そういった両立を図るという観点からも、あえてこちらはしていないというところでございます。

しかしながら、マネジメントの観点というのは重要だという認識はございまして、施設の長寿命化、それから民間活力の導入に向けた検討、これは今回の二次プランにおきましても明確に打ち出しているところでございまして、そのあたり、公共施設マネジメントのより一層の推進という視点からいきますと、これからも引き続きしっかり推進していきたいという考えでございます。

地域ささえあい連携推進担当課長 私からは、地域福祉コーディネーターの一連の質問についてお答えさせていただきます。

まず、これまでの意見等でございますが、少子高齢化や核家族化の進展の中、これまで地域を支えていただいております町会の皆様や民生児童委員の皆様等から、地域で活動している社会福祉協議会等を通じまして、引き続き地域を支えていくことについての不安感等は寄せられているところです。区におきましては、このような考えを受けまして、また国の地域共生社会の充実等の施策を受けまして、地域福祉コーディネーターを設置するに至ったものでございます。

取り組みにつきましては、社会福祉協議会でこれまで、専門的な見地での地域との連携というものは、例えばなんでも相談等によって行ってきたわけでございますが、地域福祉コーディネーターはよりこの機能を、アウトリーチ等で地域に入っていくことにより、着実な地域支え合いの社会を築いていくことを行うものでございます。

最後に、地域との関係を深める方法でございますが、繰り返しにはなりますが、アウトリーチの機能を使いまして地域に足を運ぶとともに、町会等、既存の会議についても足を運びまして、地域との関係を深めていくことを行うものでございます。

私からは以上でございます。

行政管理担当課長 私からは、住民情報系のシステムの再構築の取り組みについてお答えをいたします。

まず、最初の質問でございましては、現行のシステムの課題ということでのお尋ねですけれども、現在の住民情報系システムにつきましては、ホストコンピューターで行っておりまして、こちらの課題といたしましては、システムがかなり複雑化してきているということと、それから、現在のシステムを保守するための経費が大分高くなっておりまして、経費負担が増加しているということ。一番の課題といたしましては、このホストコンピューターを維持していくための技術者が将来的に不足をしていくというようなことが明確になってきたところから、住民情報系システムを再構築することになったものでございます。新しい、再構築をしたシステムによるコストにつきましては、現在の運営費のおおむね3割程度の削減を目指して、今現在取り組みをしているところでございます。

それから、これまでの間になぜ入れかえがなかったのかということですが、区といたしましては、この間も、住民情報系システムの入替え、再構築については検討してまいりました。それに伴いまして、いろいろと法制度とか、いろんな改正なんかも伴いまして、検討している中での機運はその都度その都度判断をしていたところですが、

先ほどの課題がいよいよ目の前に迫ってきたというようなこともございまして、他区の事例も踏まえまして、取り組みを進めるということになったわけでございます。

議長 関口議員の質問を終わります。

では、松尾ゆり議員。

松尾議員 最初に、児童館について伺います。

先ほど他の議員の質問の中で、答弁として、児童館から放課後居場所への継承、同じプログラムをやることだけが継承・発展ではないとの答弁がありました。実施主体も場所もプログラムも全部変わるのなら、何が継承されるのか、お答えください。

それから、別事業だというふうに私は認識しているんですけども、児童館をなくすんだけれども、そのかわり別事業をやるんだということをきちんと区民に明らかにするべきではないかというふうに思いますが、いかがか、見解を伺います。

関連して、大宮児童館について伺います。

パブコメの御意見の271番に大宮児童館についての記述がございまして。町会さんが出されているんですけども、私は実は町会さんのほうから原文もいただいております、これは間違いがあるので指摘します。271番、意見の概要のほうで「児童館かミニコミュニティ施設として活用してもらいたい。」とありますが、原文のほうでは「児童館及びコミュニティ施設」というふうに書かれておまして、これを書かれた方の意図は、児童館を残してほしいということでございますので、こちらの項目、まず訂正していただきたいということと、もう一つは、保育園のところにあるんじゃないかと、児童館のところ、あるいは地コミのところに入れるのが適切ではないかと思っておりますので、訂正をお願いしたいと思います。

第3に、区民施設について伺います。

区民施設の利用率が50%程度にとどまるということが、パブコメへの回答のNo. 237、331などに記述されております。では、その程度にとどまっているという理由は何なのか、伺います。

それから、私も先日、決特のほうでこの件は調査をいたしましたけれども、結局、値上げのせいなんじゃないかというふうに思うわけですね。使えなくしておいて、使われていないというふうな言い方というのは、ちょっとおかしいんじゃないかなと思います。公的施設が区民の利用に供するために税金でつくられていながら、利用が減っているというのは、言ってみれば担当部署の失態とも言えるようなことであって、その点については、区民が使わないからじゃなくて、区としての責任はどのようにお考えになるのか、伺います。

次に、行政改革の計画のほうについて伺います。今回、ちょっとこれは素朴な質問なんですけれども、「職員定数」から「職員数」というふうに訂正したという御報告がありましたけれども、その違い、そして、訂正したことの意味を教えてください。それから、今後は、定数を減らすという考え方ではなくて、職員数で管理をしていくというふうな考え方になるのかどうか、教えてください。

次に、学童クラブ委託に関して伺います。

区は、学童クラブの委託を企業にも開くということで現在検討を進めていると思います。ところが、行財政計画の中には、企業へも門戸を開くという点については記載がありません。また、先日も指摘したところですが、配食サービスの廃止についても記載がありませんが、先日は委員会でこの2点について行革計画が発表されました。これはなぜ行革計画のほうに書かれていないのか。あるいは逆に言うと、書かれていないのに、なぜ突然こういったことが始まるのか、お聞きしたいと思います。そして、ある意味これは、議会にも報告がなく委員会が始まっていたりするのは、ちょっと議会軽視なのかなというふうにも指摘させていただきます。

私は先日、学童クラブに関する懇談会を傍聴いたしました。学識や保護者の委員の方々は、株式会社の運営する学童クラブをごらんになって、いろいろ慎重な意見とか、ちょっとどうなのというような意見が多かったように思いました。それでなおかつ株式会社にも門戸を広げるということなのか。なぜ社会福祉法人などが、十分に数が参入していただけないのかということを考えるべきじゃないかなと思います。なぜ、社会福祉法人、NPOなどが、数が参入していただけないのかということについての区が考える理由をお聞かせください。

それからまた、質の高い事業者さんが今参入してきてくださっていると思うんですけれども、こうした事業者さん、またさらに、こういった事業者さんに来てほしいといった場合に、もっと金銭面であるとか人材面など、いろいろサポートすることがあると思うので、もうちょっとサポートをしていくべきじゃないかなというふうに思いますが、その点、お考えを伺います。

最後に、協働プラザについて伺います。協働プラザについては、機能の検討、強化とかと書いてあるんですけれども、今度、阿佐谷地域区民センターが移転をするということで、協働プラザの移転先がまだ決まっていないように伺っています。移転先はどのようなのでしょうか。あるいは、現在の協働プラザは廃止の方向なののでしょうか、最後に伺いまして、終わります。

子どもの居場所づくり担当課長 私のほうからは、放課後等居場所事業のお話について回

答いたします。

別に、全く別のことをやるといった意味でお話ししたことではございません。放課後等居場所事業を実施するに当たりましては、従前の児童館の遊びに加えまして、学校の広いスペースを活用した例えば新たなスポーツ、そういったことで取り組んでいるといったところがございます。これまでの児童館でも、今までの時代の変化やニーズ、そういったものを踏まえて、日々工夫しながら、いろいろなプログラムであったり遊びであったり、そういったことをやっております。放課後等居場所事業も、時代の変化、ニーズを捉えて、学校の中で、例えば校庭や体育館、そういったところを活用しながらサッカーとか手打ち野球、それから、従前、児童館で行ってきた例えばボードゲーム遊びやカードゲーム遊び、そういったことをやりつつ、それでさらに、時代の変化をしっかりと捉えてやっていくといったものでございます。

同様に、これまでも和泉学園や杉二小のほうでもやっておりますけれども、そういったところで、多様で充実した事業となるように努めてございますし、その結果がこの間の利用人数にも反映されているものと捉えてございますし、子供たちや保護者のほうからも賛同いただいているというふうに思っております。

全く違う事業だというようなお話もございましたけれども、そうではございません。今まで御説明してきていますとおり、児童館の機能を学校の中に継承して、充実発展を図っていくものでございます。

児童青少年課長 私のほうからは2点、大宮児童館に関連する部分と、学童クラブの委託のことについてお答えをさせていただきたいと思っております。

まず1点目の、項目271番の大宮保育園と大宮児童館の部分ですけれども、原文のほうを確認したところで、今後の対応を検討してまいりたいと思っております。

また2点目の、学童クラブの委託に当たりまして、議員おっしゃるのは、民間委託のガイドライン策定に関する懇談会のお尋ねかと思っておりますけれども、誤解がないように申し上げておくんですけれども、今回のガイドラインの懇談会の設置の目的は、民間委託を丁寧かつ着実に進めていくために、公募型プロポーザル参加事業者の資格、また委託事業者の選定と選定後の引き継ぎ、及び委託後のモニタリング等に係る一連の内容を明らかにするガイドラインを策定する中で、学識の方であるとか、そういった方に御意見をいただいて、していくということでございます。その検討の中で、多様な事業者、法人からの提案を受けるにはどうやっていったらいいのか、そういったことも視野に入れてやっていくということでございます。

今回、学童クラブ選定に当たって、1法人しか手が挙がらなかったことについてどう

考えているのかということもございましたけれども、そういったことも踏まえまして、今後議論を深めて、検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

地域課長 協働プラザについての今後ですけれども、廃止するという方向性は全くございません。機能も拡大してまいりますし、協働提案制度についても主体的にかかわってまいります。

移転先につきましても、複数候補が挙がっておりますが、まだ決定に至っていないというだけでございます。

人事課長 職員定数と職員数の関連の御質問なんですけれども、定数というのは、業務量に応じて定めた人数でございますけれども、現実には、緊急な業務量等の増に応じて職員を適正配置するということが、現員数、職員数という形で対応してきているというところでございますので、実態に即した人数で今後行財政改革を進めていくということでございますので、今後も職員数を使っていきたいというふうに思っております。

高齢者施策課長 配食サービスの廃止の件でございますけれども、当初は、栄養面とか見守りということで始めてきました。いろいろ民間の事業者も出てきたところで、見守りを重視して進めてきたところでございます。そういったところで、利用者の方もどんどん減っていく中で事業者の撤退というところもございましたので、事務事業評価も踏まえて、毎年見直しをしながら進めてきたというところでございます。

児童青少年課長 済みません、1点、答弁漏れがございました。

先ほどの懇談会で、スケジュールについて、議会報告前に開催をしたのではないかとというような御質問がございましたけれども、決して議会を軽視ということではなくて、委員の日程の調整上、報告の前に視察という形で行ったということは申し添えておきます。

地域施設担当課長 区民施設の利用率のお話がございました。区民施設の利用率につきましては、施設の利用時間帯、また利用の種別等、そういったものによって非常にばらつきが大きいという現状がございます。平均すると50%前後になる。その中には当然、高い施設と低い施設、そういったばらつきがございますので、そういったことも含めて、再編整備計画の新しい計画においては、地域コミュニティー施設という概念を新しくつくっております。そういった施設を有効に活用していきたいというふうに考えてございます。

松尾議員 1つは、学童クラブの運営に関する企業参入の話なんですけれども、ガイドラインの検討会であるということなんです。今までやっていなかった株式会社、営利企業の参入に道を開くということは、委員会でも言ったんですけれども、なぜこれがそう

なっていなかったのかということを考えれば、やっぱり重大な問題であって、このところは慎重にやるべきということをおしえておきたいと思ひます。

それで、ちよつとここ、もう一度お答えいただきたいんですけども、なぜ応募してくる事業者が少ないのか、その理由を区はどつういふうに考えていらつしやるか。また、その理由を踏まえて、金銭的な面であるとか研修だとか人材面などについて、もう少しサポートするよつな考えはないのかということをお聞きしましたので、もう一度お答えをいただきたいと思ひます。

児童青少年課長 先ほども御答弁申し上げましたけれども、今回手が挙がらなかつた理由等も含めまして、内部でも検証を行つておりますので、今後議論を深めて、検証してまいりたいというふうにおしえております。

子ども家庭担当部長 ちよつと補足で。

議員も御案内のことと思ひますけれども、私どもが学童クラブの民間委託を当初開始した平成10年の半ばごろ、その時点では、ほかの自治体でも学童クラブの民間委託というのが余り進んでいなくて、どちらかというに杉並は先駆的な取り組みだったんですね。そのときは、本当に一部のNPO法人だとか社会福祉法人だとかにまさに限られていた。

しかし、もう10年余たつて、今ほかの自治体の状況を見ても、別に私ども、民間企業だけを、特にそこを捉まえて考えているわけじゃないんですけども、いわゆる財団であるとか、幅広い実施主体が数々の実績を重ねて児童の健全育成事業に参入してきている、そういったことも踏まえたならば、今後より多くの事業者から多様な提案をいただいて、その学童クラブに一番ふさわしい、杉並のこれまでの質をきちんと継承・発展していく、そういうベストチョイスな事業者選定、そして、その後のきちんとした指導監督、そういったものを徹底する中で、質をきちんと担保した、よりよい学童クラブの運営というのを望んでいくべき、こういうことですので、何か議員は、参入事業者を広げることが、行革計画に載っていないのがという御指摘ありましたが、それは、新たにその事業の民営化委託を始めるわけでもなく、時代の流れに沿つて適切な対応だつというふうにおしえておりますので、私どもはそういう必要はないと思ひています。

ただ、議員が言われた、例えばほかの自治体の委託料の算定の考え方だとか人員配置だとか、そういった点については、私どもこれまでも、杉並区の学童の質という観点からいろいろ調査研究もしてまいりましたけれども、なお今後も、そうした視点も含めて、よりよい委託、そして運営となるように図つてまいりたい、かように考えています。

議長 以上で松尾ゆり議員の質疑を終わります。

では、田中ゆうたろう議員。

田中議員 まず、そもそもの話から入りますけれども、総合計画等の改定に際しまして、根拠となる資料は何なののでしょうか、確認をさせていただきます。「区民等の意見提出手続等」とあり「等」が2つ出てまいりますけれども、おのおのの意味するところは何でしょうか。

今回の改定等に即していえば、杉並区肺がん検診外部検証等委員会答申も含まれておりますけれども、この間、新たに70代の男性1人が肺がんと診断、60から70代の男女3人に肺がんの疑いがあるとクリニック側から報告を受けた由であります。第3回定例会決算特別委員会での私の指摘が残念ながら的中してしまった形でありまして、まことに遺憾と言うよりほかございませんけれども、区長も、再三にわたってクリニックに報告を求めているが、はっきりとした情報提供に至っておらず、個人的にももどかしさを感じているとクリニックへの不満を漏らしておられましたけれども、私は同委員会におきまして、河北への指導監督を徹底して、区民の不安払拭に努めるようにと述べたはずでございます。

実行計画、総合計画の見直された表現を拝見いたしますと、ちょっとこの程度の見直しでいいのかなという感を禁じ得ません。例えば「実施医療機関への受入規模調査を踏まえた実施体制の必要な見直しを行うとともに、プロセス指標等を把握・分析するなど精度管理を強化し、更なる検診の質の向上を図ります。」とございますけれども、こうした事態を引き起こしておきながら、「更なる」というのは非常に違和感を覚える表現でございますし、こうした程度の文言の見直しで果たして事足るとお考えか、お尋ねいたします。この期に及んでなお、杉並区は当事者意識が不足しているのではないかと指摘をいたしますけれども、この指摘に対する見解をお尋ねいたします。

あわせまして、肺がんの見落としもそうでありますけれども、こうした実行計画あるいは総合計画等々の改定に際しまして、最新の社会情勢、あるいは最新の社会動向といった要素は加味されないものなのか、お尋ねをいたします。

先日も報道を見ておりましたらば、話は変わりますけれども、秩父市が12月から実施予定だった姉妹都市の韓国・江陵市との職員相互派遣について、江陵市に慰安婦像があるのを知っているのかなどの抗議が市役所に殺到したため、職員の安全確保や日本と韓国との国際情勢など、これは徴用工訴訟問題があるかと思っておりますけれども、こうしたものに配慮をし、中止を決めたという報道に接しました。

それで、改めて実行計画を拝見しますと、85ページには、「国際交流の推進」というところで、「また、国際友好都市との交流を通じて、国際理解と友好の輪を更に広げま

す。」とございます。この国際友好都市というのは、申すまでもなく、大韓民国ソウル特別市瑞草区が含まれているわけございまして、この中には当然、この間、議会で指摘をしてまいりましたように、慰安婦像も建っているわけございすけれども、時宜を得た文言なのかということ非常に私などは危惧するわけございす。この件につきましても、果たしてこういった文言が時宜を得たものとお考えかどうか、お尋ねをさせていただきます。

それと、外国人労働力についてもこの間、先ほど来いろいろな御議論がありましたけれども、自治体の窓口では、あるいは住民間にも、なし崩し的に外国人を招き入れるということにつきましては、不安だというようなお声を私もいただいております。こうしたことにつきまして、いろんな質問があり、またいろんな御答弁があったかと思っておりますけれども、改めて、「多文化共生社会の実現に向けた人材の育成や啓発を行う」とございすけれども、具体的にどういったことを区としてはイメージしておられるのか、具体的にその辺をお尋ねさせていただきます。

あと、保育について伺っておきます。

保育につきましては、資料4-1の実行計画などを拝見いたしますと、65ページですけれども、「保育の質の維持・向上を目的として、区立保育園の一部を『中核園』として位置づけ、地域における保育施設間の連携・情報共有の促進等、保育内容の向上に向けた役割を果たします。」という文言がございす。まず、この「中核園」という言葉の定義につきまして、改めて確認をさせていただきたいと思っております。

「各保育施設を訪問し、保育の内容や保育環境の向上に向けた助言や相談を行います。」とございすけれども、一方で、これも先ほど来の御議論がありましたけれども、保育園につきましては、民営化を進めつつあるというベクトルが一方にあって、一方には、区立保育園の一部を中核園と位置づけるというベクトルがある。中核園の定義については先ほどお尋ねをいたしましたけれども、区民の中には、ともすると何か、民営化というのはやむを得ず行うものであるけれども、本来であれば、保育の質論からいえば、区立保育園こそが本当であれば望ましいのであって、私立保育園はそれに劣るものというふうに誤解を招いてもおかしくないような、私はそういう空気を感じないでもないんですけれども、その辺について率直なお考えを承りたい。

地域保健・医療連携担当課長 まず、御指摘いただきました区肺がん検診の外部検証等委員会の答申からの部分でございす。実行計画を見ると、こうした取り組みで十分なのかということの部分で御指摘いただいかと思っております。

まず、私どもとしましては、今回の肺がん検診の事故を踏まえて、外部検証等委員会

から出された答申にあります提言に基づいて、今後の検診に関して立て直していく必要があると考えております。ですので、まずは区肺がん検診の見直しというところが第1点。

もう1点は、精度管理の強化といったところで、精度管理の強化に関しては、今後いろいろな体制を整備していく中で、実行計画のほうに計画化してやっていくことが必要と考えましたので、精度管理の強化という形で載せました。

答申の「検証を終えて」というところの「さらなる充実した肺がん検診体制の構築に向け」という「さらなる」というところを御指摘いただきましたが、これはあくまでも外部検証等委員会の先生方がそう言ったものでございまして、私どもは、そういった部分は一部評価されたものというふうに認識しているところでございます。

文化・交流課長 私からは、実行計画85ページの「国際交流の推進」の文言についてのお尋ねが2点ございましたので、お答えをさせていただきます。

まず、「国際交流の推進」の中で、国際理解と友好の輪を広げる、そういった文言がどうなのか、時節柄ふさわしくないのではないかといた御指摘ございましたけれども、こうした交流事業につきましては、地方公共団体が進める人と人との触れ合いを通じて、それで友好の輪を広げまして、草の根の友好を進めていくということが非常に大事なんじゃないかということで、こういったものについては記載のとおり入れたものでございます。

また、多文化共生につきましては、具体的にどのような事業を実施しているのかということでございますが、先ほども他の議員の御質問にお答えしましたけれども、1つは、海外の国々の文化を紹介する事業でありますとか、日本の文化を体験してもらう国際理解講座、外国人の方に日本の生活習慣などに触れていただくウエルカムパーティー、語学ボランティアの派遣、登録、相談、そういったことをしているものでございます。

企画課長 私のほうからは、最初に御質問があった「区民等」の「等」が2カ所という意味だと思うんですけども、まず、「区民等の意見提出手続」の「等」は区民及び事業者ということで、これは自治基本条例やパブコメの条例等で決めている「等」です。それから、その後に出てくる「区民等の意見提出手続等」の「等」ですね、こちらのほうは、当然ながらこのパブコメの結果、それに加えて、区議会での御議論であったり、それから地域での御説明をしていく説明会であったりと、そうしたさまざまな場面を通じてのものを参考にしたということで「等」ということでございます。

保育課長 私からは、実行計画65ページの「保育の質の確保」ところについての御質問にお答えします。

まず、中核園はどのような定義かということですが、この中核園というのは、どこかにそういう定義があって区として持ってきたというものではなくて、今回、区の独自の取り組みとして、区立保育園の一部を中核園として位置づけるというものでございまして、まさにそこに書いてございますように、地域における保育施設間の連携、情報共有の促進等、保育内容の向上に向けた役割を果たしていく園を中核園として今回位置づけている、そういうことでございます。

それから、ともすれば、私立保育園が区立保育園に劣っているかのような印象を与えるのではないかとございまして、これは決してそういうことではありませんで、この間、非常に保育施設が急増いたしました。そういう中で、やはりまだまだ保育園の運営の経験が浅いところもございまして、そういう中で、区立保育園の場合は、これまで区立保育園保育実践方針などに基づいて培ってきたノウハウもございまして、そうしたことで、さまざまな施設に対して助言やアドバイスを行ったり、ともに学び合っていたりすることで、お互いに保育の質を高めていこうという取り組みでございまして、決して、区立が上とか私立が下とか、そういうことを言っているものではないかと。

杉並保健所長 がん患者の5人のうち、2人が確定で、3人が疑いということについて、区は当事者意識がないのではないかと御質問でございましたけれども、3人につきましては、河北から他の医療機関に受診され、そこで診断等あり、場合によっては治療を受けているということで、なかなか情報が得られにくかったということがございます。

区といたしましては、実は2週間ほど前ですが、3人にお手紙も差し上げまして、今の状況等をお聞きしているところでございまして、残念ながら、3人から御返事はない状況です。ただ、その後の河北からの情報によりまして、3人のうちお一人は、がんであることが確定ということでございます。もうお一人に関しましては、可能性がかなり高い、他の医療機関でがんと診断されているというふう聞いております。もう1名につきましては、12月にもう一度、国立がん研究センターのほうで検査をして、どうかということで、確定されるかされないか、今のところはがんじゃない可能性のほうが高いのではないかと聞いています。

田中議員 先ほどの保健所長の御答弁が、私が、ちょっと当事者意識が足りないんじゃないかと指摘しているところなんです。3人のうちの1人は確定で、1人は濃厚でとかということは、聞けば河北から出てくるものが、どうして出てこないのか。指導監督が足りないんじゃないかと再三言っているのはそこなんです、私が当事者意識が足りないと言っているのは、そこについてどうも、この段階で区長がもどかしさを感じている

なんて言っているぐらいですから、この文言についてもまだまだ私は、この程度じゃ全然改善がされないんじゃないかという心配を払拭できないわけですよ。私、そんなむちゃなことを言っているつもりはないんですけれども。これでいいんですか、この状況で。こんなまだはっきりしない状況で、このような文言で。私は、もっとちゃんと、医療機関に対して指導監督を徹底しながら寄り添って、区も当事者の一員となってがんのあれに努めますみたいなことにしたほうが安心できると思うんですけれども、いかがでしょうか。

杉並保健所長 患者さんのお気持ちとか状況もございます。そのような中で、私どもも再三、もちろん河北のほうにもそれを聞いておりますし、聞くように指導もしているところでございますけれども、相手の区民の方の状況もございます。そのような中では、繰り返しとなりますけれども、お一人は確実ですし、もう1人は可能性が非常に高い、そして、もう1人はこの12月に再検するというような状況の中で、今のところは、12月の再検の方の結果を見て、今後について、確定患者について、また公表のときがあるかというふうに思います。

議長 田中ゆうたろう議員の質疑を終わります。

堀部やすし議員の質疑に入ります。

堀部議員 第1に、財政収支の見通しについて、大前提を確認します。

昨日の日経新聞朝刊は、「年1兆円、都から地方へ」との見出しで、近く税制改正大綱に盛り込まれると見られる内容について伝えております。その内容は、廃止予定だった法人事業税の召し上げ、再配分は事実上継続とすること、さらに、法人住民税の国税化についても拡大強化するとして、具体的に、都の税収入全体の約2割にも及ぶ1兆円程度を地方に再配分する、こういうものになっておりました。

法人事業税、法人住民税は都区財政調整の対象でありますので、東京23区にも大変大きな影響を及ぼすこととなります。ここまで大規模な召し上げとなりますと影響は甚大ですが、この数値は、今回示された財政収支の見通し試算に入っていないと思われま。この数値をどのように考えているのか、見解を求めます。

2点目です。区税収入について見通しが示されました。今後の税収見込みはわかりましたけれども、今後の納税義務者数の動向についてはどう見ているのか。実数、その見通し、今後について説明を求めます。

3点目、特別区債についてです。区債の発行見通しが明らかにされました。発行利率、期間、引受先などについてはどのように想定して算定しているのか、具体的に説明を求めます。

4点目、職員費についてです。職員数が増に転じております。今後の区職員の新規採用数の見込み、在籍職員総数の見込みはどのように想定をされているのか、説明を求めます。示された職員費の算出は何を根拠に算定しているのか。現在の給与の水準を前提としているということなのか。ことしは人事委員会から給与引き下げ勧告がありました。その反映の有無について説明を求めます。

5点目、荻外荘の移築整備についてです。計画期間内は設計調査段階となっておりますが、完成見込み年度はいつごろを想定しているものなのか。完了までの総事業費が明らかではありませんが、どのように判断しているのか。寄附を募っていると言いますが、集まっている寄附額の現状について説明を求めます。

6点目、計画外事業についてです。

今後追加で入る可能性のある計画外事業、大規模なものとして何か考えられるものがあるのかなのか、明らかにしてください。例えば今期でいいますと、柏の宮公園の拡張整備は、実行計画に盛り込まれていませんでしたが、大変大きな用地取得費のかかっているものでした。こういうやり方は遺憾であります。こういったものは何か考えられるのかどうか、説明を求めます。

住民税については翌年課税ですので、オリンピック特需が終了すると、その影響は2022年ごろから出てくる。つまり、この計画の次の年度あたりから影響が出てくると見られますが、こうした大規模な計画外事業を安易に入れることには慎重さが求められますが、どのように考えているのか、見解を求めます。

施設再編整備計画第二次実施プランについて1点確認します。富士見丘小学校、富士見丘中学校の一体的改築については、小学校の跡地利用しか触れられていません、この計画の中では。この理由は何でしょうか。中学校については、築30年にすぎない校舎まで解体してしまうのは、長寿命化の趣旨に合わず、部分最適なのではないか。見解を求めます。

最後に8点目、パブコメに寄せられた意見について、「区民等の意見の概要と区の考え方」、40ページの176番についてちょっと確認します。

この176番、これはどなたが出したのかよくわかりませんが、杉並中継所跡地の利用方法について、「杉並の書庫として再利用できないか。また公園と図書館と居場所事業として武蔵野プレイスのような複合施設が作れないか。」という提案になっていました。これに対する区の考え方、回答は次のようなものです。「旧杉並中継所は、主たる施設が地下にあるため、1年を通して湿度が高く、図書資料の収蔵には適さないことから、書庫として再利用することは難しいと考えています。」、これだけです。

書庫というのは地下にある場合もありますので、この回答では、意見を出した方は全く納得されないと思いますし、そもそも、意見の概要に対する回答としても非常に不十分ではないか、こういうふうに思いますが、こういう不親切な回答方法を繰り返していると、区政に対する不信を招きかねませんので、どういうことなのか説明を求めまして、とりあえず質問を終わります。

財政課長 財政関連の御質問にお答えをいたします。

まず1つ目、昨日の日経新聞、私も読んでおりますけれども、偏在是正措置の拡大ということが具体的に見えてきつつあるのかなというふうに捉えております。ただし、今お示しをしております財政計画につきましても、まだこういった拡大の影響というものは反映しておりません。今月中に示されます政府の税制改正大綱、そういったものを見ながら、来年度の予算編成に当たって、しっかり31年度の影響については見ていきたいというふうに考えてございます。

2つ目、納税義務者数の具体的数字ということでお尋ねございましたが、具体的数字につきましても、後ほどお答えさせていただきます。済みません。

続きまして、区債発行について。発行元についてどう見込んでいるのかというような御質問ございましたけれども、政府系なのか、それとも市中銀行なのか、そういった割合というものを具体的に今持っているわけではございません。私どもといたしましては、できれば政府系で、長期、低利で借りたいという要望はございますけれども、現状、どういう状況かと見ますと、およそ半数が政府系、3割程度が市中というような関係になっておりますので、各自治体の財政状況、厳しい中で、政府系の財源の奪い合いという状況もありますので、なかなか厳しい状況ではありますけれども、しっかり政府系のほうから手当てしていけるように努めてまいりたいというふうに考えております。

続きまして、計画外事業が、今後大規模なものが入ってくるのではないかとというようなお尋ねがございました。現計画におきまして、計画外事業につきましても、大規模なもので計画されているものにつきましては見込んでいるところでございますが、今後どういう事業が出てくるのかというものは、なかなか具体的に見えておりません。見えているものについては入れているというところでございますが、御指摘ございましたように、今後も税収等、偏在是正措置等の影響、またオリンピック後の反動減というところも見据えますと、決して財政運営は楽だというふうには考えておりませんので、そういった事業についてもしっかり精査をしてまいりたいというふうに考えております。

学校整備課長 私からは、富士見丘小学校、中学校の移転整備に関連して御質問がありましたので、お答えをいたします。

富士見丘中学校につきましては、今議員御指摘いただいたように、確かに30年程度の築浅の校舎がありますが、それはあくまでも一部の校舎でございます。今回、富士見丘小を移転して中学校と一体的に改築するに当たっては、いろいろ校舎配置の問題等がありますので、その辺を踏まえて、懇談会の中では、やはり一体的に全面建てかえをしたらどうかということでございます。

長寿命の考え方については、基本的には新耐震基準のものを対象とする、それ以外には、旧基準の中で、コンクリート強度だとか躯体が十分保てるといったものの中から長寿命に回していくというのを学校の施設の中でも今検討して、32年度までに国からはその計画を示すようにということですので、それを踏まえて今計画をしているという段階でございます。

人事課長 職員数の見込みについてのお話ございました。30年4月には3,497名の職員が今おりますけれども、今後3年間で20名の職員を削減するというので、33年4月には3,477名を目指すということでございます。

それから、職員費の算定根拠でございますけれども、これは、現時点の給与をベースにして算定をしております。

なお、今回示された人事委員会の給与勧告につきましては、凍結ということになってございますので、現行水準と同じということになってございます。

みどり公園課長 私からは、荻外荘の一連の御質問にお答えします。

完成年度はいつごろかということにつきましては、現在、文化庁との協議とかもありますので、具体的にいつごろというめどは立ってございません。ただ、今年度におきましては、整備基本計画等の策定を進めていきたいというふうに考えてございます。

また、事業費につきましても、最終的なトータルというところではまだ試算ができてございません。今回の3カ年におきましては、荻外荘関係では、1億3,200万を実行計画に記載しています。これは、調査だったり解体保管に係る経費でございます。

そして、現在までの寄附額ということでございますが、この10月末までの合計は約400万で、寄附件数としては143件というふうな状況でございます。

中央図書館次長 御質問の中で、旧杉並中継所のごみ施設についてのパブコメの回答についての御質問がございました。

現在、中央図書館については改修等を行っているところでございますが、書庫としてそこを利用できないかというような御意見でございますが、ここを書庫として利用するためには、適切な温度管理や湿度管理というものが必要とされるというようなことや、あるいは、湿気だまりなどの発生を抑制するというようなことも言われておきまして、

そういった設備が現時点でないというようなこともございます。また、現在、旧杉並中継所の活用方針についても、区の中で検討中というようなことがございますので、こういった回答になったということでございます。

財政課長 納税義務者数ですけれども、申しわけございません、財政計画上、金額で出しておる関係で、具体的な人数というものは出してございません。30年度の納税額に人口推計の伸び率を掛けているという計算です。

あと、区債発行につきまして、今、想定でございますけれども、およそ150億程度の区債発行のうち、115億程度は政府系で手当てしたいというふうに考えている、そういう状況でございます。

堀部議員 今の特別区税ですが、そうすると、あくまで人口の伸びから推計している。納税義務者の動向というか、最近の動向の伸びからではなくて、単純な人口の伸びから見ているということですか。単純な人口の伸びから見ると、例えば人口といっても、高齢者の転入もあったりとかいろいろありますが、大分ずれてくるのかなというふうにも思いますが、見解を求めておきます。

公債費が随分伸びますよね。これは別に問題があるわけではないんですが、じゃ、政府系が115億、その他銀行さんに引き受けていただいてというのを計算してこの数値が出てきたわけではないんですかね。そういうわけではなくて。実際の公債費負担としては。そこは大事な点ですから、ちゃんと答弁してください。

それから、先ほどパブリックコメントの回答の方法について補足をいただきました。それぐらいの説明はしっかり区の考え方で示さないと。要するに、杉並中継所を書庫として使うためには、それなりの大規模投資がまた必要になってくるので、なかなかそこに踏み込むには課題があるということだと思います。

ただ、書庫としては、地下に書庫があるなんていうのは普通にあるわけで、提出された意見はかなり丁寧に提出されている意見ですから、こういうものにはやはりそれなりに誠意を持って回答するように、これはここだけの問題じゃないですけれども、少しそのあたりは留意をしていただきたいというふうに改めて要請をいたします。

昨日報道にあった、都の税収全体の2割にも及ぶ召し上げが発生しかねない、こういう状況、新事実が出てきましたので、今回の財政収支の見通しも大分今後変わってくるだろうということは確認をとっておきたいし、今後の新たな大規模事業については精査し直す必要があるだろうということを申し添えまして、質問を終わります。

財政課長 まず1点目、納税義務者の関係でございますけれども、これまでは、名目GDPの伸び率をベースに、区民税収入については歳入見通しを出していたところなんです

けれども、今回につきましては、納税義務者の伸びというものも人口推計から加えたということでございます。精度的にはより上がっているのかなというふうに思いますし、この3カ年では、それほど人口構成も大きく変化はないのかなというふうに捉えております。

あと、公債費の関係でございますけれども、この計画上、当然見込んでございまして、政府系につきましては3年元金据え置きということがありますので、利息分は見込んでいます。さらには、減災基金への積み立てというものも当然見込んでございます。

中央図書館次長 先ほどのパブリックコメントの回答についてでございますが、議員の御指摘のとおり、新たな設備投資というか、そういったようなことも、このままですと必要になるというようなことがございますので、今後の説明につきましては、議員の御指摘のようなことも踏まえまして、丁寧な説明に努めたいと思います。

議長 それでは、堀部やすし議員の質問を終わります。

続いて、木村ようこ議員。

木村議員 初めに、質問ではありません。総合計画71ページ、ルール②の解説については、前回の全員協議会での質疑を踏まえて修正いただいたようですが、わかりやすくなりました。また、72ページ、10月の決算特別委員会で指摘いたしました、一般会計等の諸表をベースにしたものと明記いただき、クリアになりました。ありがとうございます。

それでは、質問に入らせていただきます。

1点目、総合計画、施策7、「地域の特性を活かし将来を見据えた産業の振興」の施策指標の推移と目標値のうち、創業支援による創業者数について伺います。

前回の全員協議会で、なぜ実績値より目標値をダウンさせるのか、取り組みを強化するのではないのかという私の質問に対し、「前年等々の数値を踏まえて、」との答弁がありました。合理的な説明とは思えません。足元で施策効果が上がっているという認識であれば、より高い目標を掲げなければ計画の意味がないのではないのでしょうか。平成29年度の創業者数101件は異常値なのではないのでしょうか。改めて御答弁をお願いいたします。

2点目、実行計画、「空家等対策の推進」について伺います。実行計画では、利活用や除去の視点はありますが、空き家バンクのような流通の視点がありません。国交省が全国版のバンクを施行中ですが、こうしたプラットフォームの活用を区としても後押ししていくべきではないのでしょうか。

3点目、実行計画、施策11、「いきいきと暮らせる健康づくり」、「『心の健康づくり』の推進」について伺います。

前回の全員協議会で自殺未遂者対策について確認したところ、具体策として、二次救

急医療病院から保健センターへの紹介を御答弁いただきましたが、これでは足りません。児童虐待で児相、警察の全件共有が議論となっていますが、自殺未遂者についても、命にかかわる問題であり、消防、警察、医療機関、保健センターなどが把握した全ての事案を関係機関連絡会で共有すべきではないでしょうか。お考えをお伺いいたします。

4点目、実行計画、病児保育室について伺います。前回の全員協議会で、32年度の1カ所が、これまでの計画への上乗せであると御答弁いただきました。今回、平成33年度は「病児保育室 ー」という記載が追加されましたが、これはゼロカ所という意味なのではないでしょうか。それとも、件数未定だが整備したいという意味でしょうか、伺います。

5点目、行財政改革推進計画、方針2「効率的な行政運営」の「行政評価の充実」について伺います。行政評価をしっかりと行うためには成果の測定が重要であり、事業を設計する段階から、どのような指標をどう計測するかというつくり込みが必要です。政府が推進するいわゆるEBPMの考え方に向けた方針があれば、お聞かせください。

6点目、区立施設再編整備計画、中高生の新たな居場所づくりの推進について伺います。前回の全員協議会で、中高生の居場所づくりの検討に当たっては、中高生の現状や居場所に対するアンケート調査を実施してほしいと提案いたしましたが、その後アンケートは実施されたのでしょうか、確認いたします。

以上6点、御答弁をよろしく願いいたします。

保健予防課長 自殺予防対策について答弁させていただきます。

自殺予防対策について、今議員御指摘のとおり、前回の全員協議会におきまして、自殺未遂者につきまして、二次医療機関から保健センターへの相談を促すというような形で御答弁いたしました。

今議員の御指摘からは、児童虐待のように、自殺未遂された方につきまして、全ての方について、医療機関や警察、消防、あと区のほうで把握すべきではないかというお話がございましたが、やはり御本人のお気持ちというのが一番重要かと思えます。なので、御本人の同意なしで、児童虐待のように情報を共有するということにつきましては、なかなか難しい状況ではないかと考えております。

ですので、現在、計画策定途中ということもありまして、調整中の内容ではございますが、自殺未遂者につきましては、二次医療機関に運ばれた方につきまして、二次医療機関の御協力のもとに保健センターへの相談を促す、そういった形で取り組んでいくのと同時に、従来より、精神保健福祉法におきまして、自傷他害のおそれありの方、つまり措置入院等の対策ということを行っておりますので、そういった方につきましては、警察官通報という形で精神科の病院への措置入院という形をとっております。そういっ

た方の情報連絡等につきましては、従来より、保健所に連絡が来るような形、連携を図って対応しておりますので、そういった形で対応したいと思います。

事業担当課長 創業者数に対するお尋ねでございますけれども、前回は御答弁申し上げたとおり、創業者数については年度の波が大変多くございます。その点で、景気の動向等、いろいろな今後のことも含めまして、80件というこれまでの実績よりは高い数字、29年度の実績値と比べますと調整はしてございますが、高い数値を記載しておりますし、産業振興センターとして、引き続き創業支援に取り組んでいく強い気持ちは変わってございません。今後の社会状況の変化等々も踏まえまして、より適切な創業支援ができるように今後とも取り組んでまいります。

住宅課長 空き家バンクについてお答えいたします。

前回行った空き家の実態調査では、空き家と見えても、なかなか利活用したいというような方がいらっしゃいませんでした。今年度また実態調査をしていくので、その結果によって検証していきたいと思っております。

保育施設支援担当課長 病児保育室の部分についての御質問ですが、33年度の棒線(一)は、この年度については、新規開設は計画されていないというふうに御理解ください。

行政管理担当課長 私からは、行政評価の充実についてのお尋ねにお答えしますが、先ほど御質問の中で、E B P Mの仕組みについては、私も詳細はちょっとよく存じていなくて申しわけないんですが、区としては、いわゆるP D C Aで、区の取り組みにつきまして、計画から実行、そしてチェックをして、翌年度への事務の効率化ですとか、あるいはサービスの向上に向けた、そういうサイクルをつくっていくことを大切にしておりますので、こういう取り組みを充実していくというものでございます。

子どもの居場所づくり担当課長 私のほうからは、中高校生の新たな居場所に関する御質問にお答えいたします。

本年10月に、仮称永福三丁目複合施設の近隣にございます児童館等区立施設の8施設を利用する中高校生向けに、複合施設内に整備する中高校生の新たな居場所についてのアンケートを行いました。80名から回答いただきまして、飲食のための自販機を求める声でありますとか、インターネット環境、そういったものを求める意見をいただいております。

こうした意見はこれまでも聞いてきてございますが、今後、施設整備の具体化を図る中で参考にしていきたいと考えてございます。

木村議員 御答弁ありがとうございました。それでは、2項目について質問させていただきます。

最初に、創業支援による創業者数について伺います。29年度の創業者数101件、この件について、普通、民間でしたら、なぜこんなにこの年だけ高かったんだろうと分析するんですが、そういったことはなさっていないのでしょうか。御答弁をお願いいたします。

もう1件、中高生の新たな居場所づくりの推進についてのアンケート、ありがとうございました。80名が対象ということでございますね。ところで、このアンケート結果、今後ホームページ等で公開されるのか、また私たちにも公開していただけるのでしょうか。また、今後の計画に反映される可能性はあるのでしょうか。

以上伺いまして、私の質問を終わります。

事業担当課長 実績についての分析でございますが、27年度は51件で、28年度は67件というような状況でございまして、29年度の実績が101件ということでございますが、これについては、窓口の相談ですとか、融資等、こちらのほうでも積極的に事業者を紹介し、また働きかけた結果として、101件という伸びを示してございます。

今後も同じように、創業者の皆さんには杉並区の創業支援策をPRして創業者数の増に努めてまいります。先ほど申し上げたように、やはり創業者数については大変波がございまして、その辺について加味して、それでも前回の計画よりは大変高い目標として、80件というような形で記載をしております。

子どもの居場所づくり担当課長 先ほどもちょっと申し上げましたが、こうした意見はこれまでも聞いてきてございますけれども、今回の意見も踏まえて、今後、施設の具体化を図る中で参考にしていきたいと考えてございます。

あと、結果の公表というお話ですが、こちらにつきましてはちょっとまだ、内部で調査して、考えていきたいなといったところでございます。

議長 以上で木村ようこ議員の質疑を終わります。

以上で質疑は終了いたしました。

これをもちまして、杉並区総合計画等の改定等についての質疑を終了いたします。

以上で本日の全員協議会を閉会いたします。

(午後 4時32分 閉会)